DS
881
.5
N3K8
Index

Kume, Kunitake
Nabeshima Naomasa kō den

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/nabeshimanaomasa07kume

鍋島直正公傳

年表索引

総目錄

LIBRARY
FEB 22 1968
UNIVERSITY OF TORONTO
DS
881
.5
N3K8
Index

例言

一、本索引は、鍋島直正公傳に見ゆる人名、地名、及び各種の歴史的名辭の主要なるものを收錄す。

二、名辭の排列は五十音圖の順序を追ひ、歷史的假名遣、字音假名遣に據る。

三、人名は、多く姓氏と名とを並擧すれど、別號、官職、稱呼等にして、却て其實名より著名なるものは、採錄に力めて更に索引に便ならしむ。古賀彌助を古賀精里、井伊直弼を井伊掃部頭直弼とせるが如し。婦人は、婚嫁、離籍等にて姓氏の改易せらるゝ數次に及ぶあるを以て、多くは其名をのみ採錄せり。外國人の氏名も亦力めて世俗的の稱呼に從ふ。ドンクル・キユルシウスをキユルシウス、マツシウ・カルブレース・ペルリを單にペルリとせるが如し。

四、鍋島直正公の名は、每頁殆ど之を見ざるなき程に頻出するを以て、之が採錄は、煩勞を重ねしむるのみにて遂に索引の用をなさず。因て、公の偉勳を分類して、海軍創設、國事周旋、藩政改革其他の十數項に概括し、各項に夫々索引を附せり。さはれ其分類の概括なる以上、該索引によつて公丕績の全豹を了悉せんとするは、木に緣つて魚を求めむとするもの、去つて鍋島直正公傳全六卷を精讀するを要す。

五、綜合綴の鍋島直正公傳年表、鍋島直正公傳總目錄は、本索引と相待つて事件の檢出に資せしむとするもの、利用の煩を厭ふなくんば編者の願足る。

大正九年八月下浣

編　者　識

鍋島直正公傳　索引

ア

イ

エ

キ

ケ

シ

ソ

チ

ナ

マ

ル

レ

鍋島直正公傳 索引

終

鍋島直正公傳總圖目錄

鍋島直正公傳總圖目錄終

鍋島直正公傳總目錄

第一編　公の出生以前と幼時

第六章　露船擊攘令と英艦長崎突入

第十一章　古賀穀堂教育を託せらる

第二編　公の初政

第十七章　藩政更張の初步

第七卷　藩政更張の困難………………自七七 至一五九

第十九章　公勵精更張を圖る………………自七七 至九八

第二十一章　士風民俗の矯正

第二十四章　少將昇任

第二十六章　一橋家人關札

第三十二章　巍松公逝去

第三編　政績發展

第三十四章　幕府改革と財政

第三十五章　更張事務の厲行……自七一―至一〇二

第四十三章　砲臺增築準備と牛痘接種……………………自三六五―至三九八

第四編　開國の初期

第十八卷　開國の初步……………………自一〇九至二一七

四

第五十七章　長崎に於ける蘭人傳習の開始

第二十卷　陸海軍と蘭米條約の改正

第五編　公の國事周旋

第二十三卷　公の退隱

第二十四卷　國事周旋

第七十一章　薩長の國事周旋

第七十二章　國事周旋の內旨……………自一三六—至一七九

第二十五卷　外艦の集合、攘夷の宣告

第二十六卷　公武合體

第七十七章　朝政一變、公武合體

第八十章　尾張總督長州征討

第二十八卷　長州再征家茂將軍薨ず

第六編　大政維新

第八十六章　公病を力めて上京す

第八十九章　開國の規模を定む

第九十章　江戶開城

第九十三章　東北平定す

第三十二卷　版籍奉還

第九十四章　藩制改革、版籍奉還

第九十九章　皇政一統の業を定めて致仕す……………自五一六―至五六六

第三十四卷　公の薨去

鍋島直正公傳總目錄終

鍋島直正公傳年表

年號	干支	月	重要事項	藩外重要事項	西洋紀元
慶長十二年	丁未		勝茂公龍造寺遺領相續。		一六〇七
寛永十五年	戊寅			島原亂平ぎ、邪敎を禁ず。	一六三八
同　十六年	己卯			外船來渡を停め、蘭國商人にのみ長崎出島の居留を許す。	一六三九
同　十八年	辛巳			幕府黑田忠之に長崎御番を命ず。	一六四一
同　十九年	壬午		幕府勝茂公に長崎御番を命ず。		一六四二
明暦　三年	丁酉	二月	高祖光茂公家督。		一六五七
寛文　二年	壬寅	五月	深江安玄楠公被甲像を北原村永明寺に安置す。		一六六二
延寶　元年	癸丑		ゑげれす船長崎來航、我藩派兵す。		一六七三
元祿　四年	辛未		實松元琳綱茂公の講筵に招かる。		一六九一
同　五年	壬申		武富咸亮講堂鳶魚齋を建つ。		一六九二
同　十二年	己卯		實松淸長儒學を以て士に列す。		一六九九

寶永四年	丁亥		寶松元琳鬼丸卑堂の釋奠を潤色す。		一七〇七
享保十一年	己酉	三月	佐嘉城火を失し、本丸・天守・二ノ丸を燒失す。		一七二六
享保十五年	庚戌	五月	曾祖宗茂公家督。		一七三〇
明和四年	丁亥			幕府山縣大貳を死に處す。	一七六七
同　七年	庚寅	七月	祖父治茂公(泰國院)家督。		一七七〇
安永三年	甲午		長尾元弼死す。		一七七四
天明元年	辛丑		古賀精里藩黌弘道館を建つ。		一七八一
同　五年	乙巳		横尾文助に自裁せしむ。		一七八五
同　六年	丙午			幕府田沼意次を黜く。	一七八六
同　七年	丁未			松平定信家齊將軍を輔佐し、儉約令を布く。	一七八七
寛政二年	庚戌		石井鶴山大阪に客死す。		一七九〇
同　三年	辛亥			幕府異學を禁じ、古賀精里をして昌平黌に學を講ぜしむ。	一七九一
同　四年	壬子			林子平三國通覽出版、幕府蟄居を	一七九二

年号	干支	月	事項	一般	西暦
				命ず。	
同　五年	癸丑	九月		俄國船根室に來航し、我漂民を送還す。	一七九三
同　八年	丙辰			幕府古賀精里に儒者衆を命ず。	一七九六
同　十年	戊午	十二月	泰國公幕府より時服三十領を賜はる。		一七九八
享和元年	辛酉	十二月	泰國公少將昇任。大莊屋を廢止す。		一八〇一
同　二年	壬戌		榜葛剌船來崎通商を乞ふ、許さず。		一八〇二
同　三年	癸亥		巍松公松平治通侯女姚姫と成婚あり。		一八〇三
文化元年	甲子			露國使節來崎通商を乞ふ、許さず。	一八〇四
同　二年	乙丑	正月	泰國公長逝。		一八〇五
		三月	巍松公江戸參府の途に上る。露船去る。		
		四月	大夫人芳壽院逝去。		
		五月	齊直公（巍松院）家督。家中困窮、藏		

究延期を議す。

庶長子祥太郎誕生。

六月　巍松公登城、將軍に謁す。

九月　政雜兩務の改正及困窮救濟の策を議す。

十月　政雜改正に付、巍松公日峯德善兩社に祈念す。

同　三年丙寅

正月　御相續行詰の名義にて長崎の施設を省略す。

三月　巍松公初入部の途に上る。

四月　巍松公著藩歸城す。

五月　巍松公長崎を巡視す。

七月　御馳走米增收を決議す。

九月　金五千兩獻納の議を決す。

十月　小身者救恤。

十一月　巍松公弘道館に臨み、諭旨恩賜あ

一八〇六

		り。古賀穀堂學制管見を上る。		
同　四年丁卯	正　月	鶴松世子江戸に誕生す。手明鑓吉原太兵衛に謹愼を命ず。		一八〇七
	三　月		幕府蝦夷地を直轄するに決す。	
	四　月		露船來崎。蝦夷亦露人入寇す。	
	九　月	巍松公參府の途に上る。		
	(此年)	官吏選擧法を裁可す。		
同　五年戊辰	正　月	二ノ丸御部屋を奥と稱すべき命あり。		一八〇八
	四　月	長崎出兵の用意に付、十五組に嚴達す。		
	七　月	諫早豐前等出崎の手順に付、準備を試みる。巍松公江戸遣料に付仰出あり。		
	八　月	英船長崎闌入。成富千兵衛等の先手組長崎に向ふ。江戸費參勤料二	長崎奉行自殺。	

千二百五十貫目大阪受持に決す。

九月　長崎両番所に張切船を設く。防備の失態に就いて藩士を罰に處す。

十一月　巍松公逼塞を命ぜらる。

十二月　家中借金利留十五年賦返濟の宿議漸く可決。

同　六年　己巳　一八〇九

正月　長崎奉行砲臺增築に付肥筑兩藩と協議す。水練術を武藝の一として奨勵するに決す。

三月　古賀穀堂御進物役に轉ず。向五年間人員淘汰・諸役併合を行ひ、一藩費節減に力む。

五月　長崎奉行の命により大筒十挺を出す。

同　七年　庚午　一八一〇

弘道館教諭井内季堯江戸遊學を命ぜらる。

同 八年	辛未	三月	朝鮮信使來聘、草場礎助古賀精里に隨うて應酬す。		一八一一
		五月		露艦蝦夷リイシリ島に來航す、南部兵擊ちて退く。	
		八月	佐嘉久留米兩藩の漁民、藩界に漁域を爭ふ。弘道館教諭原田復初死す。		
		十二月		幕府向五年間儉約を令す。	
同 九年	壬申		藩中の宴飮を禁じ、用談も夜に入りては食を共にせしめず。	露艦センヘコタンに到り、尋いで高田屋嘉兵衛を拉し去る。	一八一二
				青地林宗氣海觀瀾を上梓す。	
同 十年	癸酉	正月	復又漁域に關して、佐久兩藩紛爭す。		一八一三
		(此年)	正銀百五十貫目の獻銀を命ず		
同 十一年	甲戌	三月	大阪切手三萬石の買戻をなし、一		一八一四

年	干支	月	事項	外事	西暦
			方廟米賣出に付幕府の許可を受く。		
		五月		露艦センへコタンに到り、高田屋嘉兵衛を還し、俘虜八人の還附を得て歸航す。	
		六月	學館に人材選擧の諮問あり。		
		八月	多久黨黜罰、多久長門以下謹愼隱居を命ぜらる。		
		十二月	直正公誕生。		
		(此年)	銀價騰貴して一匁相場百四十匁を稱ふ。		
同十二年	乙亥		佐嘉市中商業不振。		一八一五
同十三年	丙子	七月	藩界に關する紛議解けず、遂に幕府に訴訟す。		一八一六
		十月	藩界事件の被告津山宇三太を江戸へ護送す。		

		(此年)	世子盛姫君と婚儀あるべく將軍家より用意あり。		
同　十四年	丁丑	五　月	古賀精里江戸に歿す。		一八一七
		九　月	御不例と稱して巍松公の參覲を延期す。		
		十一月	漸く參覲の途に上る。		
文政元年	戊寅	五　月		英艦浦賀に至る。	一八一八
		(此年)	賴山陽佐嘉に來り笈を留む。		
		(此年)	公歸城。本年大旱。		
同　二年	己卯	四　月	幕府久須見六郎衛門・澤彌兵衛を派して、佐久兩藩の境界を踏査檢分せしむ。		一八一九
		八　月	巍松公參府の途に上る。石掛銀人別銀賦課。櫻田邸類燒。		
		十　月	世子婚儀の公表あり。實松識甫死す。		

同　三　年	庚辰	十二月	示談の結果、藩界事件落着す。
		(此年)	古賀穀堂世子御側頭となる。
		九　月	巍松公無禮講を催して重臣確執の融和に力む。文武醫業其他一藝を以て召し出されたる家は、家業繼續に盡力すべく、萬一嗣子なき時は、家藝に堪能なるべきものを養子とすべき旨命あり。
		十一月	弘道館教諭井内季堯、吉村瑛と共に昌平黌書生寮に入學す。
		(此年)	世子學齡に達し、穀堂侍讀を命ぜらる。
		(此年)	弘道館教諭高楊浦里死す。
		(此年)	岡部右京家祿五百石を獻じて、財計の一分に供せんと請ふ。
一八二〇			

同 四 年	辛巳	(此年)	御馳走米の賦課率を增加す。		一八二一
		四 月	大阪借銀方破綻の結果、三千兩調達に腐心す。		
		十二月	旅女中幾浦等二ノ丸に入城し、規則違の故を以て外廷重臣引責す。		
		(此年)	宗室國老に七千兩、家中十五組に千五百兩の別段調達を命ず。		
		(此年)	小物成所を御側引受となし、六府方亦同所より擔任するに決す。有田失脚後舊制に復す。		
同 五 年	壬午	二 月	鍋島越後決死隊より内政廓清の强請を受く。		一八二二
		四 月		英船浦賀に來航す、薪水を給して退去せしむ。	
		五 月	米筈四十萬石買上に決し、尋いで新米筈十萬石を發行す。		

同　六年	癸未	（此年）		シーボルト長崎に來りて蘭學を授く。	一八二三
		三月	鍋島十左衛門以下重臣の辭職を願ふもの頻々たり。		
		四月	明善堂建設に著手す。		
		八月	家中相續米渡の議決あり。		
		九月	相續方請役所御側引受の議あり。		
			巍松公參府の途に上る。		
		（此年）	櫻田邸内に盛姫君御住居を建設す。		
		（此年）	御趣意一貫の名目の下に、相續方・請役所まで御側兼任に決す。		
同　七年	甲申	二月	世子疱瘡を病む。		一八二四
		三月	巍松公歸藩の途に上る。		
		（此年）	雜收入は小物成所の所管となし、藩主借用の際は證文を入れてその證となす。		

同　八年	乙酉	八月	内廷の破綻暴露し、有田權之允・納富十右衞門切腹す。		一八二五
		十一月	世子成婚。		
		(此年)		幕府天文方に飜譯局を置く。	
同　九年	丙戌	二月	シーボルト江戸に赴き、猪俣傳次右衞門・伊東玄朴等從ふ。		一八二六
		十二月	世子鍇著初。		
		(此年)	中牟田三左衞門赤札を發行し、市中鄕村に倒產者多し。		
同　十年	丁亥	三月	中牟田三左衞門罪を引いて自殺す。獻米の速納を觸達す。家督相續の際は、文武藝稽古の有無・進歩の程度・相傳免許の有無・諸道場出席の回數等組内より取調べ、副書を添へて上申すべく、又遠在の獨學者には學館内試に際して學力の考査		一八二七

をすべく、諸藝に稽古なきは、馳走米の分掛を増加すべき旨、嚴令を發す。

十月　世子同母姉璨姫阿部正寧侯と成婚。

十一月　世子登城、將軍に謁し從四位に叙せらる。

十二月　獻金勸誘所を設けて出金を强請す。

(此年)　世子附諸役の任命あり。

同　十一年　戊子　一八二八

八月　大颶風襲來。米穀拂底の餘、請役所より闔米を拂ひ下げ、且内庫より三千兩を支出して小身者を救濟す。

九月　本年度獻米の收納を中止し、家中物品の贈答・集會の宴飲を禁す。

十月　伊東玄朴高橋作左衞門の獄に連累

せられて、幕府の訊問を受く。

十二月　世子袖留式を擧げ、翌日登城、侍從に任ぜらる。

（此年）　山方のみは御側存じとなす。

同　十二年　己丑　一八二九

六　月　世子元服。

天保　元　年　庚寅　一八三〇

二　月　七日。巍松公隱居、直正（閑叟）公家督。

十五日。公登城、家齊將軍に謁し、家督の禮を修む。

三　月　二十二日。公初入部の途に上る。

閏三月　二十七日。公轟驛著、二十八日著城す。

四　月　朔。鍋島但馬連判に進む。

七日。公長崎巡視に赴く、十六日歸城。

十八日。公八幡社・松原社・與賀社

に參拜す。

二十一日。公高傳寺に堂參して先塋を展す。

二十四日。公寶琳院・正定寺參詣、歸途八田宿を過ぎりて、前年颶風襲來當時の罹災民の猶倒屋に起居する者尠からざるを憫み、駕を停めて之を劬勞す。

二十五日。公詩會を設け、席上粗衣粗食の勵行と國民救助の方策とに就いて內意を下す。

〔此月鍋島十左衞門を執政に擧ぐ。〕

五月

朔。家督入部の祝典擧行。公鍋島十左衞門を召して粗衣粗食の敎令を下し、又全領內の窮民救助につきて沙汰す。

六月

二日。公弘道館に臨む。聽講・諭旨・恩賜あり。以後例月一回こゝに會讀あるべき例を開く。

四日。公川副の放鷹に代官下村三郎左衞門を召して民間困窮の狀を問ふ。

七日。家督入部の祝言として猿樂の催あり、老公は諸公子女と會飲して觀覽す。次いで、諸組の御酒拜領・領内罪囚の減刑特赦あり。

八日。老公三ノ丸に移徙し、尋いで祝髮桂翁と號す。

二十七日。公長崎に赴き、唐館蘭館を覽、歸途停泊の蘭船を檢分して、內部の構造を視察す、七月八日歸城。

八月 十一日。日割を以て、御親類・御親類同格・家老の一格毎に、協同にて家督入部の祝膳を獻ず。
十四日。當年度秋役決定、鍋島十左衛門以下夫々任命あり。

九月 十三日。公曩日發布の儉約令に關する追書を請役・相續方・藏方・大目附に交附す。
十四日。公長崎巡視に赴く、二十四日歸城。
（此月）當秋の獻米につき勤休の半分差を一分差となすに決し、且、勤務の面々は、當年別段獻金をなすべき申合をなす。

十月 九日。弘道館助教中村嘉田死す。
十四日。穀堂御年寄相談役となる。

二十一日。格式武藝演覽あり、出席者二千六百六十人の多きに上る。

（此月）雜收入は公の掛硯に納め、機密の國用費として貯蓄するに決す。尋いで今年度迄の江戸參勤費は、小物成所より支出するに議決せらる。

十一月 巍松老公の遺料六千五百石に決す。

十二月 四日。江戸其他諸家へ向五ヶ年の交際贈答の廢止を報ず。

（此月）井内南涯弘道館助敎に命じ、次で吉村敎諭と二人に、明年正月より城中にて聽講あるべき內命あり。

（此月）公肥前守と改稱す。

同二年 辛卯 正月 十八日。公弘道館に臨み、學校興隆の事を懇諭す。

二十一日。公諸稽古を行ひ、相手

一八三一

二月

の面々に賜酒し、詩筵を開く。
三日。公白石山に狩獵を行ふ。
十一日。鶴坐りの注進あり、老公を本丸に請じて酒筵を開く。
十二日。公弘道館頭人に命して家中の文武の修行を督勵せしむ。
十五日。牟田口藤右衛門御側頭に任ぜられ、次いで侍講を兼ぬ。
二十二日。政府臨時方設立を請願し、聽許を受く。
(此月)鍋島隼人忠房を歸參せしめて請役所相談役となし、相談役中野敎明は相續方藏方頭人に轉ず、其他吏員の任命あり。
(此月)向三ヶ年、御住居費は内庫よりの支出に決す。

三月

二十八日。武士取立の加增を廢す、但、格別の年功勤勞者に對しては褒美昇進の法を設く。

(此月)公鬼丸の聖堂に臨み、實松文左衞門等に金子を賜ふ。

四月

九日。公政府へ令し、老公東上の準備に付、盡力以て懈怠するなからしむ。

十三日。公自筆の敎書を下して、節儉救難の事を諭す。

二十一日。公死刑囚のために精進す。

五月

九日。穀堂江戸參勤の隨行を命ぜらる。

二十日。多久美作辭職し、鍋島孫六郎相續方を命ぜらる。

(此月)牟田口藤右衛門加米十石・森川利左衛門加増五石、其他褒賞に與りしもの十六人に及ぶ。

六月　十四日。古賀穀堂濟急封事を上る。

七月　十三日。公參勤費用に關し、外廷は、内、銀千二百目金千兩を負擔すべく、其餘は不意に生ずる臨時費を除きて、内廷之が支出に當るべく決す。

十八日。公與賀社參拜後、弘道館に臨み、學館頭人並に執政へ對し、文武奬勵の次第を介す。

九月　二日。數姫逝去、高臺院と追謚す。

十八日。公弘道館に臨み、文武の道を奬勵す。貧民救恤、此恩惠に霑ひしもの二千二百五十九軒、各

一竈につき鳥目一貫文の下賜ありき。

二十日。以後大事は、老公に相談の上之を決し、小事は専決して後之を申告するに決す。

二十二日。公參勤の途に上る。

（此月）公長崎警備につき、兵船に不足なき樣命ず。

十月

二十七日。公江戸著、櫻田邸に入る。

十二月

七日。文學の敎職に任ずべき學力あるもの各一人を内外兩廷より選命し、江戸其他への遊學を命ず。

十五日。公登城して、金紋先箱允許の幕命を受く。伊東玄朴一代侍に召し出さる。

同　三年壬辰

正月　十六日。公溜池邸の明善堂に臨みて稽古始を行ふ。

二十日。公五言古詩を親書して古賀穀堂に與ふ。

二月　十三日。公仙臺肥後兩公を招いて燕宴應酬す。

三月　九日。公歸國の途に上る。

四月　十三日。公著城。

五月　七日。公長崎巡視に赴く。

十五日。公歸城。

二十六日。御側仕組所を設け、御側費用の取締を協議せしむ。

六月　十一日。公自筆の書付を御年寄に交附して、極度の節儉を行ひ、軍國天災の備以下鰥寡孤獨の救恤に遺漏なからしむ。

二十日。向五年間、上意に任せて、御衣裳方御膳方以下に格別の節儉を加ふると共に、御年寄諸役の使料支給に省略を施すべく決し、御年寄より內廷の役々に嚴達す。

七月

十三日。御備方・御山方兩役筋に要する人材を選擧せしむ。

八月

朔。鍋島越後隱居す。

五日。公鍋島土佐・鍋島十左衞門・鍋島主水の三人を御前に召して政務を論議せしむ。

七日。公長崎巡視に赴く、十五日歸城。

二十日。三國老御家評議の結果、職員の淘汰變易を決す。

二十六日。爾後、常事は三ノ丸との

協議を經ずして實施すべく、老公御附男女に關する事のみ、三ノ丸にて定めらるゝに決す。

九月

十五日。公長崎に赴く廿四日歸城。

二十七日。改革仕組協議のため、公の居寢に諸員の出勤所を設く。

十月

十日。弘道館經費百七十石に決す。

二十二日。公病養のため伊萬里へ赴く、二十九日歸城。

十一月

六日。阪井彌兵衛等、公に通女中を進むべく主張す。

十九日。老公東上に關し、三ノ丸に御年寄坂部三十郎を招いて詮議し、諸經費を議決す。

閏十一月

十七日。老公東上の事決し、鍋島市佑・伊東孫兵衛三ノ丸出仕、御請

の旨を言上す。
十九日。準備金不足の故にて、老公東上見合せ方を申告し、老公の赫怒に會す、乃ち諸臣謹愼罪を待つ。
晦。御側頭・御側目附宥免、歸宅を許さる。

十二月

朔。御年寄宥免、歸宅を許さる。
二日。老公參政以下の罪を議して上申すべく、政府に命ず。
七日。公老公の意を宥むるため、申樂を催し自ら舞ふ。
八日。三ノ丸に相撲を興行し、公臨みて老公を慰す。
十二日。政府諸臣の罪を決して老公に伺ひ出づ、老公再議に附せし

同　四年癸巳　二月

む。
十七日。鍋島土佐・鍋島十左衛門・鍋島主水以下所罰あり、一件落著す。
二十七日。三國老始めて用捨御免を遂せらる。
二十九日。請役鍋島十左衛門病を以て職を解き、鍋島監物之に代り、成松萬兵衛相續方相談役藏方頭人を命ぜらる。
十六日。公敵繰に騎射を覽る。
十九日。公日割を以て諸流の大砲術を演覽す。公法華萬部の修行あるべきを命ず。
二十三日。鍋島主水仕組所頭人を兼ぬ。

一八三三

三月

二日。公白石山に猪鹿獵をなす、八日歸城。

三日。中野神右衞門・井上孫之允復職す。

十二日。公書經の會讀を復す。

十八日。公石火矢の發射を岩田に覽る。

二十四日。法雲公二百五十年忌修行、祀祠造營の議あり。

二十五日。以後親衞隊調練の上覽あるべき命あり。

四月

三日。公詩會を催す、牧玉山・古賀朝陽等侍す。

十六日。木下大監大目附に轉じ、伊東孫兵衞御年寄となる。

二十二日。公弘道館に莅み、歸途

大寶村に武富氏創建の聖堂を拜す、詩會あり。

五月

七日。成就院文會。

八日。鍋島彌平左衞門相續方となり、仕組所頭人を兼ぬ。

十一日。公打毬を覽る。

十九日。公不豫就褥す。

二十五日。節儉仕組につき內外重職の會議を開く。

六月

十一日。節儉仕組につき仕組所より公に伺ひ出づることあり。

二十一日。國分村の百姓保休館に入つて捕へらる、御年寄御側頭處罰あり。

八月

關東大風雨、米價暴騰し、幕府貧民を救助す。

九月

五日。公弘道館に莅む。

十二日。古賀穀堂永山德夫を通じて公に送序の文を上る。

十九日。向七ヶ年を限り儉約を實施すべく令し、鰤魚庖丁式の鰤魚頂戴・正月五日の雜煮頂戴等の諸例を廢す。

二十二日。公參勤の途に上る。

十月

一日。太公東上發駕は正月に延期せらる。

二十二日。南部藩より米二萬石・稻種五千石の借用を申し込まる。

二十四日。北山小川村に法雲公祀祠を創建す。

二十六日。公著府。

同五年甲午

一八三四

正月

十五日。公登城、爾後凶作に方り

ては相互救濟に力むべき旨諸侯と約す。

十九日。右の誓約に對する用意として、家中以下蓄積に努むべき旨公鍋島監物を召して仰出あり。

十三日。太公東上の途に上る。

(此月)正月の諸式は儉約令實施中とて之を省略し、只鎧初のみ行ふ。

二月

十日。大名小路松平伯耆守役宅より出火、木挽町芝口二丁目迄延燒し、近火のことゝて、盛姫君は櫻田邸を出でゝ本丸に避難し、翌日歸邸す。

三月

三日。太公江戸著、溜池邸に入る。

十三日。公江戸發駕、途を美濃路にとりて歸藩の途に上る。

四月
十三日。深恭・功勝・通豐三靈神の明神號京都より到著す。
十七日。公歸藩す。
二十二日。公長崎に赴く。

五月
一日。公長崎巡視を了へて歸城す。
七日。古賀穀堂御年寄に任ぜらる。
十三日。武藝調練上覽につき仰出あり。
十九日。公敷山神社に參詣す。

六月
八日。文武稽古試驗に就いての訓令を發す。

七月
十六日。醫學館設立につき、兩丸より人選したる侍醫並に弘道館教授に其教職を命ず。
二十日。公長崎に赴く廿五日歸城。

（此月）公への封書奉呈に關して目附側目附間に確執を生じ、其解決は遂に公・老公をも煩はすに至る。

八月

二十七日。三ノ丸蟲干につき、祕書取扱に關して太公公へ諭達するところあり。

九月

十五日。公長崎に赴く、廿四日歸城。

二十九日。鍋島監物に對して市中郷村改正の仰出あり。

十月

十四日。富籤の發行を停め、諸富の遊女を廢す。

二十一日。醫學館開講、古賀穀堂講釋す。

十一月

一日。公政治刷新につき宗室國老を督勵す。

（此月）鍋島十左衛門長崎に到りて

同　六年乙未

正月

高島秋帆に入門し、家臣平山小平をして砲術を習はしむ。

三日。公痢病瀉下あり。

五日。病稍衰ふ。

七日。病氣平癒祈念のため、伊勢・本莊・德善三社に古賀穀堂を代參せしむ。

十四日。水ヶ江御茶屋建築の議起る。

二月

一日。水ヶ江御茶屋造築に著手し、其經費は內庫より支出す。政府凝議して、家格昇進・家祿加增は之れを容易にせざるべく定め、併せて從來の褒賞の例規を改正せんとす。

六日。忌御免を停止す。

一八三五

二月

十三日。盗賊方を人選して政府より推薦す、[illegible]公再議に附す。
十四日。公御備立方と兵事を議し、遂に諸組調練の演覽あるべき命あるに至る。
十七日。坂部三十郎・鍋島彌平左衛門兩組第一回の豫行演習をなす。
十八日。公坂部三十郎を召して演習の模樣を聽取し、併せて旨を諭す。
十九日。御側四組を兩組づゝ組み合せて、本丸に於いて調練せしむべしとの仰出あり。
二十日。坂部三十郎等兩組の第二回演習あり。
二十一日。坂部三十郎等兩組の第

三回演習あり。
二十四日。最終の豫行演習あり。
二十六日。雨天のため調練上覽延期せらる。
二十七日。坂部三十郎・鍋島彌平左衞門兩組の調練本丸に行はれ、公臨みて覽る。
二十八日。鍋島監物・鍋島市佑兩組の調練あり、公臨みて之を覽る。

四月

九日。著座乃至侍の相應なるもの三四十名學館に相詰め文武に出精すべき旨命あり。
坂部三十郎、鍋島茂義に砲術を傳習すべき命を受く。

五月

十日。公背振山坂本多聞坊に宿す。
夜二ノ丸より出火燒失す。

十一日。未刻公歸城、燒跡を檢す。
十三日。二ノ丸再築の財源として公今年度の東上を猶豫すべく協議す。
十四日。石井新五左衞門を江戸に遣し、參勤猶豫の件につき協議せしむ。此時又太公の藩政内聽御斷の次第をも太公に申さしむ。
十六日。公の三ノ丸移徙と共に、諸役所を其中に併置す、鍋島安房請役たり。
十七日。多久邸に宗室以下四十餘人會議、燒失後の處分を議す。
十八日。諸臣封事を上る。
二十日。鍋島十左衞門城普請方に鍋島隼人同相談役に任ず。築城方

につき兩人に仰出あり。
二十一日。築城につき、國初の心得を以て公邊勤の費用を減じ、之に充てんとす。

六月

四日。執政鍋島安房仕組所を兼ね、井内傳右衞門は請役相談役格に、(學館教職如故)中村彥之允は相續方相談役格に任ず。
六日。御年寄御側頭以下冗員を淘汰し、且、役所の併合をなす。
八日。氏神祭の諸催を停止し、唯浮立のみは簡易なる限り之を許す。
十一日。過般來の減員四百二十餘人に上る。
十七日。公弘道館に莅み、草場礎助を教職に補す。

七月

二十四日。江戸費削減につき、内廷より江戸に移牒す。
二十五日。古賀穀堂學館教授に、牟田口天錫教導方申談に任ず。永山德夫亦學館教諭を兼ぬ。
三十日。石井新五左衛門二ノ丸燒失につきての將軍見舞の奉書を奉じて歸藩す。江戸邸よりは公參勤猶豫見合方と拜借金斡旋方とにつきて申し越すところあり。
（此月）鍋島茂義蘭國野戰砲の模型を作りて公の覽に供す。
（此月）城下諸社の祭禮日は、以後龍造寺八幡宮祭日の十一月十五日に改むべき命あり。
一日。相續方・藏方より、拜借金見

合せ方を公に上申す。
七日。公少將昇任懇辭の旨、内廷より老公御年寄牧司書へ申し越す。
十一日。公拜借金を仰せ付けらる。
十九日。佐嘉よりは、江戸留守居羽室平左衛門へ向け、拜借金につきて運動がましき斡旋をなすべからざる旨命を發す。

閏七月

一日。新城は本丸に築造すべく執政へ仰出あり。同時に相續方を廢して藏方に寄せ、以後、政務は請役所に、雜務は藏方に、重大の議は仕組所に、各々決すべく定めらる。
八日。公侍醫を遣はして、穀堂の病を診せしむ。

二十一日。三ノ丸侍員二十五人を淘汰す。

八月　一日。築城は耐久を主とし、書院其他も結構の華麗に亙るを避けしむ。

九月　二十二日。公發駕、參勤の途に上る。

(此月)長崎にありて唐人騒擾す。

十月　二十七日。公江戸著。

十二月　十六日。公登城、右近衛少將昇任の命を受く。

二十二日。公昇任の御禮言上のため登城す。

(此年)　高島秋帆鍋島茂義に砲術を皆傳すべきため武雄に到る。

同七年丙申　一八三六

正月　十九日。長崎警備につき、遺漏手

落なき樣、江戸より留守御年寄へ申し越す。
(此月)佐賀大雪。
(此月)長崎聞役より、唐人騷擾鎭壓の由を江戸に報ず。

二月

四日。右近衞權少將の口宣京都より到著す。
十五日。公登城。後老公を櫻田邸に招じて昇任の祝宴を擧ぐ。
二十六日。寸暇の砌はすべて明善堂に出でて聽講すべき旨、江戸邸内の者に仰出あり。

三月

十三日。公歸藩の途に上り、川崎驛に泊す。偶〻一橋濟惇卿の家中公の關札を倒仆して土足に懸け狼藉を極む。

十四日。小山平五左衛門・羽室平左衛門一橋家に到り、下手人引渡方につき嚴談す。

十五日。小山・羽室兩人、再び一橋家に赴いて折衝す。

十六日。復又、小山・羽室兩人一橋家に犯人引渡を催促す。一橋家公裁を仰ぐに決す。

二十一日。公事方掛内藤隼人正矩佳川崎本陣の手代猪之助を召喚して事件の眞相を聽取し、翌二十二日、同人を犯人嫌疑者と對坐せしめて證言するところあらしむ。

二十五日。金井伊大夫・豐田藤之允調役の下に法廷を開く、犯人强情實を吐かず。

四　月

一日。法廷を開き、遂に犯人の自白を見るに至る。

二日。犯人處罰につき藩邸凝議し、鍋島内匠は内藤隼人正の同役大草能登守を訪ひ、座談に託して希望するところを述ぶ。

四日。勘定奉行小山・羽室兩人を召喚し、當時の事情を訊問す。

五日。主犯中島吉太郎死刑斷罪につきて勘定奉行より伺出ありしに對し、老中より「重き御手當ある樣」と勘定奉行所に沙汰す。

十五日。成松萬兵衞宮市に公を迎へ、這次の事件に對する佐賀家中の決議を傳ふると共に、その貫徹方を公に依頼す。

十九日。勘定奉行所に於いて這次の事件の判決あり、中島吉太郎獄門以下夫々處刑せらる。

二十一日。公歸城、政府へ宛て、川崎事件に關する國元評議の遲緩を詰る。

二十二日。公長崎巡視に赴く。

五月

一日。公歸城。鍋島安房に下命して、諸政興張・文武獎勵を督せしむ。

六月

十五日。鍋島志摩・岡部杢之助普請方を命ぜらる。

二十日。御側頭鍋島市佑・坂部三十郎の兩組申し合せ、侍以下足輕小道具迄を引率し城普請に獻力すべく願ひ出づ。

七月

十八日。公長崎に赴く廿六日歸城。

二十九日。公本丸普請場を巡視し、坂部組の砂利運搬の狀を覽る。

八月

三日。鍋島監物組御加勢を願ひ出づ。

五日。鍋島市佑組の獻夫御加勢あり。

十五日。觀月會、公その座にあらざる故を以て古賀穀堂に料理を賜ひ、中秋賞月寄琴鶴翁と題する絕句三首を贈る。

二十四日。御側より普請方の仕用帳を更に質朴に改めしむ。

二十八日。少將昇任の祝典擧行、宗室以下勝手にて酒を賜る。

九月

四日。公與賀。川副兩鄉の農事視察

の歸途、精町に穀堂の病を問ふ。
十五日。公長崎に赴く、二十四日歸城。古賀穀堂病歿す。
二十八日、公穀堂の病歿を弔して、内々より香奠を贈る。

十一月

十六日。田中津左衛門今宿江に於いて水雷發射試驗をなす。
二十四日。明年四月將軍退位につき、宗室村田政矩に對し、御代禮として出府すべき命あり。

十二月

十二日。新任の仕組所勤務方數人を公の前に召して、御年寄より、藩政更張に邁進すべきを達す。
二十日。多久美作職分褫奪、浪人を命ぜらる。
二十一日。多久美作の實子松千代

年	月	記事
同　八年丁酉	正　月	に物成七千石を賜り、親類同格を仰せ付けらる。 元日。三日。兩日に亙りて諸組侍に謁見を賜ふ、三ノ丸書院狹隘の故なり。 八日。家中及市郷村よりの獻米は其納否を各人の隨意たらしむ、凶作のためなり。
	二　月	十一日。公長崎に命じ西洋火器を注文す。 十三日。有田代官の請求を聽き、內庫より有田伊萬里兩市に金子貸與、不況に應ずべき工業持續の方法を樹てしむ。 十六日。公の同母妹充姬雲州出羽守齊貴侯に入輿す。
一八三七		

三月

十九日。公の同母弟靜兵衞（怏之丞）夭折す。大阪に大鹽騷動勃發し、我藩藏屋敷よりも出兵、警戒鎭撫に當る。

九日。鍋島主水以下の大組頭を大溜間に召し、家中一統武勇に勵むべき樣、公親ら演述す。次いで大組頭等、諸組取締に關する事項を決議す。

二十五日。公月番老中より、長崎取締に關して褒詞を受く。

二十七日。大鹽平八郎大阪油掛町五郎兵衞別宅にて自刄す。

四月

十一日。公槍術の皆傳を受く。

二日。家齊將軍職を世子大納言家慶公に讓る。

六月

十三日。家慶將軍家督の典あり、村田政矩賀に參す。
二十五日。公學館に莅み、堅物射拔を覽る。大御所より、隱居祝として備前景行の刀代金三十枚を公に賜ふ。
二十六日。公文武の業を更張せむとて、諸流の師家を改命す。
(此月)岩田砲術練習場に於いて大砲の發射試驗を行ふ。
二十三日。御賄頭森川利左衛門を江戶邸に遣し、邸内に千石の籾を貯ふべき倉廩を建てしむ。
二十六日。太夫人江戶に逝去す、享年五十。

七月	十日。太夫人逝去の報佐賀に達し、直に喪を發す。 十二日。公高傳寺に堂參して、太夫人の菩提を弔す。	
八月	一日。鍋島監物病を以て當役を辭し、政府の執政は鍋島安房一人となる。 二十一日。當秋家中獻米の分率を定め、勤休總て同率を課することとなし、勤者には職務相當の役米を給與するに決す。和蘭よりの武器購入に就き、兼て長崎奉行に申啓き置くべきを命ず。	（此月）米船モリソン號浦賀鹿兒島に至りしも、いづれも砲撃せられて空しく瑪港に歸航す。

同　九年　戊戌

年	月	記事
	九月	十六日。公親ら太夫人の遺髪を高傳寺に納む。 二十二日。公參府の途に上る。
	十一月	一日。公江戸櫻田邸著。 二十七日。公龍野城主脇坂中務大輔安宅の邸を訪ふ。
一八三八	二月	五日。公水戸齊昭卿を訪ふ。 十四日。家督以來内治見るべきものあり長崎警備亦遺漏なしとて、幕府より公に特別の褒賜あり。 十九日。公登城、西丸に大御所に謁す。唐津百姓一揆の報江戸邸に達す。
	三月	十日。西丸出火、公鍋島紀州を隨へて登城す。

十一日。鍋島紀州に城主格昇進願ひ見合せの旨を通牒す。

十五日。公歸國の途に上る。

四月

二日。公黄檗山萬福寺に賽す。

二十二日。公佐賀領に入る。

二十四日。公長崎巡視に赴く、二十九日歸城。

閏四月

四日。御番方に命じて、長崎よりの白帆注進の應急仕組を再應立案せしめ、諸組にこれを通達す。

六月

三日。本丸竣功につき、深江六左衛門をして櫓門の通り初めをなさしむ。

四日。公本丸に移徙す。

五日。公八幡社・松原社に參拜す。

二十七日。將軍宣下の祝宴をなし、

七月	三家を始め家中之を賀す。 二日。公千栗に往いて堤防を巡視し、田畑浸水の狀を察す。 六日。公長崎に赴く、十二日歸城。 二十九日。御側より政府へ宛て、郷村の敎化禁令は代官の督するところたるべき旨を達す。
八月	七日。公北山大野原に於いて、淡路・左大夫兩組の調練を覽る。 九日。鍋島監物・鍋島市佑兩組の調練演覽。 十六日。代官の人選をなし、手明鑓より勤めたる手元を廢し、助役二人を命ず。
九月	四日。執務に遺漏なきと共に、公正依怙の事なき樣目附へ仰出あり。

十五日。公長崎に赴く廿四日歸城。
（此月）坂部三十郎公の命を受けて鍋島十左衞門に砲術を傳習す。
（此月）唐津に百姓一揆再起、我藩よりは、井上孫之允に兵一千を附して鎮壓に赴かしむ。

十月

十六日。軍用蓄積につき、金穀の幾分を定めて年々之に充つべき旨家中に令す。
十九日。公親ら三根・養父・神埼の浸水地を巡視す。後、內庫の御手許金を以て罹災民を救恤するところあり。

十一月

十七日。軍用貯蓄を命す。
二十七日。勉勵執務に懈怠なき樣御側へ仰出あり。

同 十年己亥

正 月 二十八日。太公卒中風にて薨去す。

二 月 十一日。深江八左衞門佐賀に著し、太公の死を報ず。

十三日。發喪。

十四日。公高傳寺に堂參し、太公の菩提を弔す。

二十八日。唐津藩五百餘の人數をさし向け、一揆を襲撃せむとす、因て我藩よりは、岡部杢之助の警固組出張して一揆の遁走を防ぐ。

(此月)中村彦之允江戸に著し、財計整理の衝に當り、諸商人の支拂に對しては獻金を命じ、諸借銀に對しては其幾分を交附し殘額は五十ヶ年賦支拂となす。

三 月 十九日。太公の遺骸江戸を發す。

一八三九

四月　二十九日。公太公の柩を神埼に迎ふ。

五月　一日。太公の靈柩三ノ丸に著し、後、高傳寺に入る。
二日。中陰の法事を始む。
十日。葬式を擧行す。
十一日。公中陰拂を修む。

六月　十六日。公本莊の江尻にて水練の技を覽る。

七月　四日。將軍代替による我藩所領地の判物到著す。
十八日。公本莊の江尻にて船井樓及船中の石火矢發射を覽る。

八月　一日。江戶より到來の所領地判物を家中に示し祝典あり。
九日。向三日間、水ヶ江御茶屋にて

武藝演覽あり、他流試合こゝに始まる。

十四日。西丸普請に關し、幕府より御手傳の獻金を命ぜらる。小城・蓮池・鹿島の三支藩亦同樣の命を受く。

二十五日。公女誕生、お休と命ず、公の第一女なり。

九月

十三日。政府の歲費を十萬石に定む。

二十三日。公參府の途に上る。

十月

二十七日。公江戸著。

(此月)公の姉猶姬宇和島侯伊達宗城に入輿す。

十二月

十八日。公金二萬兩拜借仰付らる。

同十一年庚子　一八四〇

正月
二十二日。勘定奉行所より留役等佐嘉に來り、唐津一揆につきて兩藩の手形を徴す。
二十六日。巍松公一周忌を麻布賢宗寺に修す、公堂參。

三月
十五日。公江戸を發し、木曾路を經て歸國の途に上る。

四月
朔。公宇治綠樹園に叔母中院通繁卿室徽姫と會晤す。
二十一日。公歸城。

五月
七日。公長崎に赴き石火矢の發火を演覽す、十三日歸城。
二十一日。學校教授井内傳右衛門請役相談役を兼ぬ。
（此月）弘道館の擴張成る。

六月
二十三日。公格式を備へて新學館

に莅み文武を奨勵す。執政鍋島安房學館頭人兼任。

二十四日。公今津の江尻に水軍の調練を演覽す。松原社例祭に流鏑馬を興行す、以後例となる。

七月 七日。公長崎に赴く、十五日歸城。

八月 十九日。新學館に於ける會津藩との槍術試合を許し、爾後の例となす。

二十九日。公外書院に出座、政務及長崎仕組について聽取するところあり。

(此月)公鬼丸調練場に犬追物を行うて弓馬の術を覽る。

九月 六日。公神埼郡岩田に鍋島十左衞門の砲術を覽る。

十月

十一日。公水ヶ江莊に臨み、リフトコーケル夜照彈の試發を演覽す。
十五日。公長崎に赴く、廿四日歸城。
二十七日。蘭船端艇の便利なるを見てその製造を命じ、建造費として金百兩を下附す。

十一月

四日。公西丸普請の手傳金納附により、時服三十領の褒賞を受く。
八日。公水ヶ江莊に川久保の下士田中伴右衞門が牛眼流の火術を演覽す。
二十一日。御番方より長崎戍兵五十名增派方につきて伺出づ。

十二月

二日。家中小身の困窮者へ對し、

同　十二年
辛丑

内庫より六朱利の拜借金をなすを許す。内外役員減省。

二十一日。幕府二萬兩の拜借金を免ず。

二十五日。内廷より大組頭へ對し組中親和の要を訓諭す。

（此年）　永山貞武命を受けて奥羽を視察す。

正　月　二十九日。別段五十人深堀派遣の議を討ず。

（此月）文武稽古不心掛のものに對し、その祿よりの出米を課す、家中懶惰者減祿の始なり。

閏正月　九日。公仕組所に出座、香燒派遣の別段詰五十人を二箇年勤番とす。

一八四一

（此月）公水ヶ江莊に臨み、香燒團の武藝を演覽し、酒を賜ふ、詩序を自作して幷せ下賜す。

二月　九日。文學出精の者に近國遊學を、武藝優秀の者に近國修業を命ず。

四月　十六日。小馬廻組・先手組に對し、公の狩獵に際して不意に隨行の命あるべきを以て、豫て用意を怠るなく、命あるや遲滯なく大組頭の宅に集合すべき旨を申達す。

五月　九日。諸組侍の朔望其他式日の登城には、爾後外書院及次の式臺の間の兩所に於いて謁見せしむ。

六月　二十二日。長崎防備につき凝議す。

（此月）下總中山法華經寺事件暴露妖僧日慧の大奥籠絡の實露顯す。

七月	十一日。蘭船入港なき爲め、公參勤の心得方を幕府に伺ひ出づ、該船入港なき限り參勤すべしと幕命あり。
八月	三日。長崎警固二百年の祝典を擧ぐ。 十七日。公の姉定姫久世通煕に嫁し上京す。
九月	二日。白石狩獵、五日歸城。 二十一日。學館には地米千石を附し費用一式を整へしむるに決す。 二十三日。公參府の途に上る。
十月	十七日。大野原操練場に異船打拂の大演習を行ふ。 二十八日。公著府。
十一月	三日。公老中水野越前守邸に造り

同　十三年　壬寅

十二月

鍋島眞與の寺社奉行推擧を辭す。

二十四日。本年以後江戸邸の遣料一式は内庫引受に決す。

朔。公鍋島紀州に對し、鍋島眞與の寺社奉行推擧を辭せる旨申聞く。

三日。公鍋島眞與の寺社奉行推擧につき、眞田信濃守邸を訪ふ。

正月

九日。公家中の選擇すべき文武藝術の種類等級を佐嘉政府へ移牒す。

十三日。年賀の爲め登城せる鍋島眞與に對し、御年寄鍋島市佑・小山平五左衞門より寺社奉行推擧に關する公の通牒を演述す。

二月

十一日。盛姬君登城、家慶將軍より公褒賞の沙汰を蒙る。

三月

十三日。鍋島眞與勝屋伊織を遣し登庸辭退の意思を表明せる直書を公に呈せしむ。
十五日。公鍋島紀伊守を招致し、攝津の直書について協議す。
十八日。公鍋島攝津の退身内決を否として、速に東上參府すべき直書を發す。
二十日。江戸邸改革、江戸諸家老廢止、鍋島市佑家老代として姫君の御年寄を兼ね、牟田口藤右衛門御附頭となる。後、小山平五左衛門來り代つて姫君御年寄に就任す。
四日。鍋島市佑蓮池に鍋島眞與に謁して公の直書を呈し、公の來旨を演述す。

六日。鍋島眞與公の旨に隨ひ、來二十日參勤發途の請書を提出す。

二十三日。公江戸發。

四月

十七日。公佐嘉歸城。

二十九日。公鄕村荒廢の狀を視んと城東土井藤木村附近を巡檢す。

(此月)御年寄鍋島市佑に命じ、鍋島十左衞門に就いて和蘭砲術の稽古をなさしむ。

五月

四日。公書院に執政鍋島安房以下の要職を招致し、諸員懲戒の嚴命を下す、藩政更張の實の擧らざるを以てなり。

八日。公長崎に赴く、十六日歸城。

六月

五日。政府法令施行について遺憾なかるべきを命す。

十六日。治教の績の擧らざるを恥ぢて自ら責むる旨の諭達を發し、重臣以下を戒飭す。

十八日。紅毛船一隻長崎入港、支那動亂の砌とて警戒に力む。

七月

一日。公長崎に赴く、九日歸城。

十八日。幕府改革を大奧に及ぼし、諸姫君守殿住居等の經費にも大節減を加ふるに至りしかば、我藩亦其慫慂の下に內奧向の整理を斷行す。

十九日。諸郷村零落救濟として、手許より一萬兩を支出す。

八月

六日。公小城の鍋島紀州父子を文武稽古所に延き、宗室以下の平日會讀に出席する者及屯間詰の諸員

を聚めて會讀々書をなさしめ、更に武藝所に槍術の仕合を演覽す。
二十九日。公佐嘉通過の長崎奉行伊澤美作守と呉服町本陣に會す。
（此月）丹羽作兵衛・永淵藤五郎等高島秋帆に砲術傳授を受くべく命ぜらる。

九月

十五日。公長崎に赴く、二十三日歸城。

十月

朔。異變に際しての防禦には兩様の備をなすべく火器は便利のものを選用すべしと御番方より達す。
七日。長崎奉行伊澤作州の申達につき、筑前藩と協談をなすべく草案を作りて公に上申す。
十二日。公學館に臨み、先手兩組

阿片戰爭終結講和成る

の侍・手明鑓の槍劍術を演覽す、爾後例となれり。

十一月 三日。公白石に赴く、四日歸城。

（此年） 諸借財利留十五年の嚴令を布達す。

同 十四年 癸卯

正 月 二十九日。公支藩鍋島紀州以下宗室國老に對し、國家興隆仕組に關して諭告す。

二 月 二十七日。長崎開役、同地奉行の尋問に對し、長崎應急に關する我藩仕組を届出づ。

三 月 十一日。盛姫君登城、將軍より長崎御番振に關して公の褒辭を受く。

十二日。從來禁獵區域たりし佐嘉北山の上人嶽より春日の城山迄を解放し、家中の調練狩獵に充つ。

一八四三

十五日。多久松千代先祖の功により加增、親父美作浪人以前に復す。

二十一日。公水ヶ江莊に二番詰香燒團の演武を覽る。

四月

二日。公鬼丸の調練場に先手兩組以下の調練を覽る。

十九日。公解任歸國の一番詰香燒團を水ヶ江莊に延きて、その演武を覽、賜酒、題を下して詩文を作らしむ。

二十日。鍋島十左衞門遊獵に荒怠して下民の愁苦を思はず、よりて公の譴責を受く。

七月

十三日。內廷より政府へ宛て、江戶邸費を減略して武器を製造し、以て之を該邸に貯藏すべしと達す。

九月

朔。徒士に和蘭砲術を習はしむべき令あり。

二十一日。大野原在住仕組の議を上申す。

閏九月

二十二日。公參府の途に上る。

五日。鍋島眞與歸國の途次備中川部驛にて公の旅館に伺候し、退隱の素懷を述ぶ。

十月

二十七日。公著府。

十二日。公庶兄鍋島直孝幕府より町奉行に擧げらる。

二十九日。公近習の志波左傳太・羽室平之允・本島藤大夫等をして、高島門下の下曾根金三郎・江川太郎左衞門について和蘭火術を傳習

十五日。水野閣老失脚す。

せしむ。

十一月

九日。江戸屋敷詰の家老を減じて中老に代へんとする昨年の改革を中止し、家老詰を復して中老を省き、御年寄より御住居用人を兼ねしむ。

十九日。家中一同仕組に懈怠なかるべき令あり。

十二月

二十一日。公の長姫貢姫因州慶行侯と縁組あるべく決す。

（此月）伊東玄朴公の侍醫を命ぜらる。

（此年）

竹田藩主中川修理大夫養子久昭及其隨員三名佐嘉に來學す。

弘化元年

甲辰

二月

十七日。公上野に前將軍文恭院殿の靈廟を拜す。一乘院に詩會あり、

一八四四

佐藤一齋招ぜらる。

三月

九日。公歸國の途に就く。

二十一日。公伊勢山田に著し、翌日內外兩宮を拜す。

十一日。佛國軍艦琉球運天港に來渡し、交通・貿易・布教の三條を請ふ、琉球王辭して許さず。

四月

十六日。公歸城。

二十日。公長崎巡視に赴く、二十八日歸城。蘭船持來の大モルチール筒稽古試發の後、之を伊王島に備ふ。

五月

五日。公手許に火術方を建て、砲術を研究せしむ。

十二日。農工商の分離を令し、各其居處を別にして專一に其業に勤

めしむ。

二十五日。公大野原稽古所に臨みて、文學武藝を覽る。

六月

十日。御側鑄造中の三ポンド野戰砲一・二十ドイムモルチール二・十五ドイムホーウキツスル一成る。

二十日。公和蘭本國船の長崎に來渡すべきを聞いて長崎に赴く。

二十七日歸城。

二十八日。諫早豐前長崎に赴き、西泊番所に詰む。

(此月)水戸齊昭侯俄に隱居を命ぜられて駒込邸に謹愼す。

(此月)江戸大火、本丸燒失水野越前守再擧用。

(此月)幕府海岸防禦掛を置く。

七月

二日。和蘭本國船長崎入港。

四日。公長崎へ發途す、七日著。

九日。公長崎を發し、十二日に歸城す。

十二日。大石良英士籍に列し、公の侍醫を命ぜらる。

八月

朔。公高木權大夫に旨を含め、長崎表へ赴かしむ。

九月

六日。蘭筒百挺の製造を命ず。

八日。長崎聞役米倉權兵衛より非常警備撤去方を奉行所に伺出づ。

十一日。新步行當分專ら砲術を稽古すべき命あり。

十五日。公長崎に赴き、十九日奉行の許可を得て和蘭本國船の內景設備を覽る。

二十日。和蘭本國船退崎、公は明

二十四日歸藩す。

十月

十四日。公出崎、二十二日歸城。

二十七日。公嘉瀬新村に海上砲術を演覽す。

十一月

三日・四日。山戰の實地演習に擬して、白石篠山の狩場に猪鹿獵をなす。

十一日。原次郎兵衞に對し、火術方に出勤し砲術に關して腹藏なく指示すべき命あり。

十三日。公岩田に火術方の砲術射的を演覽す。

十六日。長崎番手勤番半年詰の件を、御番方より仕組所の評議に上さむとて伺ひ出づ、許さず。

二十九日。詰番外御小性の名を復し、香焼團結一番詰より十人を選んで公の外出に扈從せしむ。

十二月

八日。公水ヶ江莊に到り、番所詰より歸來せる侍・手明鑓の抱筒の技術を演覽す。

十九日。阿部老中參勤用捨の封書竝に關係書類を江戸邸に交附す。

同二年乙巳

一八四五

正月

十三日。日附渡邊善太郎佐嘉に著し、舊臘阿部老中より受けたる參府用捨の封書及書取を公に呈す。

二月

七日。家中一統の火術習熟を火術方に令し、大砲の射擊は岩田に、劍筒銃陣の調練は鬼丸に於いてすべしと定めらる。

十日。長崎防備に關し、我長崎聞役より筑前聞役に交附すべき手覺書を起草す。

十八日。公小城の圓通寺に赴き、鍋島紀州の居館に臨む。

（此月）國産方を擴張して、煙硝其他海外貿易品の製造を奬勵す。

（此月）阿部閣老水戸老侯に蘭國書を示す。

四月

二十三日。公蓮池に赴き、鍋島攝津の居館に莅む。

二十九日。公歸來せる二番詰香燒團の艪手を本莊江尻に覽る。

五月

二十六日。非常防禦用として長崎會所に具へられし劒附銃百挺・ヤーカル銃十挺・騎馬銃五挺を交附せらる。

六月 朔。和蘭國書の返翰を交附す、通信通商の別に藉口して國交を拒絶せるなり。

七月 三日。公小書院に宗室國老を會し、軍備貯蓄の爲に節約すべきを命す。

五日。英艦長崎に到り薪水を乞ふ。

八日。公長崎へ發途し、十二日著、十六日歸城す。

十七日。鍋島眞與（攝津）家督を嫡子直紀に讓る。

二十五日。鍋島安房に武具方・小物成所の各頭人を命ず。

晦。永山貞武歿、享年四十四。

八月 十九日。公永山貞武の墓を展し、香奠を賜ふ。

九月

二日。外艦の渡來頻々たるを以て、我より事端を挑發せざる樣、我御番方より領內諸島へ申達す。

六日。長崎奉行伊澤美作守より我聞役米倉權兵衞に對し、和蘭國書內覽方について心得を達す。

二十二日。公鍋島山城が白石の茶屋に臨む。

二十四日。筑前侯來嘉、公欄干莊に會談す。

(此月)長崎築堡に關し、筑前との交涉を開始す。

十月

五日。長崎防備に關し、肥筑兩藩交涉委員彼地に出會するに決す。

二十七日。盛姬君登城、家慶將軍より長崎御番につきて公への褒詞

十一月　を受く。
四日。長崎築堡に關する筑前侯の直書に對し、公より答書を發す。
公白石鄕笹山の狩場に甲冑著用の御側四組の調練をなさしむ。
十三日。三支藩以下全家中の武器を檢査す。

十二月　石火矢頭人原次郎兵衛に對し、筑前派遣の石火矢頭人と長崎に出會すべく命ず。

同　三　年　丙午

正　月　二十九日。長崎内港臺場に烙丸を備ふ。

二　月　五日。盛姫君登城、復又家慶將軍より長崎御番について公の褒詞を受く。

六日。仁孝天皇崩御。

一八四六

十日。井内南涯教職を辭す。池田半九郎に文武の心遣を命ず。

十八日。天皇登遐の訃音佐嘉に達す。

二十九日。鬼丸聖堂を毀つ。

三月

英艦琉球に至る。

佛艦琉球に至る。

四月

朔。公長崎に赴く、九日歸城。

五月

六日。諸流砲術の練習を奨勵す、後凡てを圓極流の一手に併せ、原次郎兵衞を其師範となす。

十四日。公軍用金の貯蓄を命し、軍用の外之を使用するを嚴禁す。

二十五日。十五御茶屋を廢し、石火矢方を置く。

閏五月

二十二日。老中・寺社・町・勘定三

六月

朔。牟田口藤右衞門大目附に任ぜらる。

六日。佛國軍艦長崎に入港し、同國捕鯨船の我砲撃に會へるを詰りて、向後に於ける同國漂流民の託送を依頼す。

奉行・目附及林大學頭に異船防禦の事を議せしむ。

二十八日。米艦浦賀に來り、開國を要求す。

（此月）薩藩英佛兩艦の琉球渡來を說いて、對琉球貿易の許可を得るに至る。

朔。家慶將軍親しく島津齊興侯父子に對琉球の貿易を委任す。

五日。幕府奉行與力を浦賀に派して米艦に歸航を說かしむ、米艦去る。

	九日。公長崎に赴く、十六日歸城。	
	（此月）井内南涯歿。	
	（此月）田中半右衛門を任用して長崎防備改良の周旋に當らしめ、中村彦之丞を擧用して財政に當らしむ。	
	（此月）支藩鹿島の家計を本藩より整理するに決す。	
七月	八日。公出崎、十六日歸城。	
八月	二十七日。直大公誕生。盛姫君病臥。	二十九日。外寇防備に關する勅諭下る。
九月	五日。公長崎臺場改築に關する幕問に答へん爲め、明年引揚參府	

方の吟味を政府に命ず。
十五日。公出崎、二十四日歸城。
十七日。長崎築堡交涉に關する築前侯の書簡佐嘉に來る。肥筑兩藩築堡存寄書を長崎奉行に提出す。

十月

三日。曩日外寇防備の勅諭ありしに對し、幕府より、外船の琉球浦賀に渡來して通商を請へる狀を奏上す。

十一月

朔。牟田口藤右衛門御年寄役仰せ付けらる。
四日。大野原に於いて甲冑調練演覽。
二十二日。衣食住節儉の令を發す。
二十四日。盛姫君重患の報佐嘉に至る、御小性頭及侍醫を江戶に急

同　四年　丁未

十二月

行せしむ。

二十八日。蘭式新銃三百五十挺を御徒四組へ配當す。

(此月)羽室平之允を江戸に遣はす、海軍創設に關して幕府の内意を候せむ爲なり。

(此月)威遠流砲術を圓極流に併せ、火術方を石火矢方に寄す。

正月

十四日。公引上參府を出願す。

二月

九日。目附下村七右衞門早打にて歸藩、盛姫君の危篤を報ず、鍋島市佑以下出府を命ぜらる。

十日。盛姫君逝去、享年三十七。

十三日。盛姫君危篤の再報到る、鍋島志摩出府を命ぜらる。

(此月)幕府諸藩に江戸近海の守

一八四七

三月
五日。筑前侯伊王島に到り、長崎築堡について實地を檢分す。
八日。長崎防備行届の廉により、公幕府より時服三十領を褒賜せらる。
二十三日。鍋島土佐を盛姫君葬祭の名代に、鍋島安房を葬祭方頭人に命じ、以下夫々任命あり。
二十六日。文肅夫人(盛姫君)靈主を三ノ丸に安置す。
二十七日。宗室國老以下總侍に靈主を拜せしむ。

四月
二十五日。盛姫君遺髮三ノ丸に著す。

備を命じ、浦賀奉行へ外船接遇には穩和の態度を持すべしと命す。

二十六日。祖奠。
二十七日。遣奠、葬送の初虞式を擧ぐ。
二十八日。再虞。
二十九日。三虞、奉哭式を行ふ。

五月

一日。今上卽位式御擧行により、鍋島主水に京都の使者を命ず。
六日。公仕組所提出の民政に關する伺書を批す。

六月

七日。公參府の途に上る。
五日。公駿州由井驛にて筑前同意の答書に接す。江戸よりも鍋島内匠頭よりの直書達し、勘定所の振合一變、兩藩の決議を一刻も早く長崎奉行に提出すべしとの申告を受く。

十日。公江戸著。
十五日。公登城。
二十日。公増上寺に孝盛院の位牌を拜禮す。

八月
公阿部邸に築堡方について閣老と懇談す。

九月
八日。長崎増築に關する伺書を同地奉行に提出す。
十一日。伊東次兵衞築堡に關する江戸の意向を齎して歸藩の途に上る。
十五日。淳一郎嫡子屆出。
十八日。淳一郎盛姫君養子たるに決せるため、大奥より奉行を以て鮮鯛を賜る。

十月
八日。公田安家との緣組を願ひ出

嘉永元年　戊辰　一八四八

づ。

十一日。公築堡に關する演述書を阿部閣老に提出す。

十一月

朔。田安家との婚約許可せらる。

五日。伊東玄朴新夫人御附醫師を命ぜらる。

二十八日。伊東玄朴諫早石見の重患を診すべく佐嘉へ向ふ。

十二月

九日。田安家と結納を交ふ。

二十三日。田安筆姫入輿。

晦。幕議因循、よりてまづ我藩にて擊雷銃二十挺を鑄造して防備を嚴にす。

二月

二十一日。公當分の間鹿島内證分の停止方を幕府に願ひ出づ。

三月

十九日。鹿島家の公務用捨を得て

差配し、以てその基本を立つべしと再願す。
二十一日。公阿部邸に到りて、長崎築堡方に付、委曲陳辯し、その決定を促す。公歸國の途に上る。
朔。公佐嘉に著す。

五月

四日。公長崎に赴く、十二日歸城。
二十日。去年内廷決算の餘金を軍用貯蓄として城内の石庫に藏す。

六月

二十六日。御備立方の伺出に係る舊式軍制の改良を裁可す。

七月

九日。山方に國產方を併せ、牛馬繁殖の仕組を創む。
(此月)更に長崎築堡の幕命を促す。

九月　十五日。公長崎に赴く、廿四日歸城。

十一月　十六日。公深江六左衛門・鍋島周防・鍋島左大夫の警固三組の甲冑調練を鬼丸に演覧す。

十二月　二十七日。火縄筒を廢して燧式銃に代ふ。

（此月）長崎築堡は、同港内より長刀岩・高鉾島を限りて模樣替するに止むべき指令、幕府より達せらる。

同二年己酉

正月　七日。嘉村源左衛門宇和島侯邸に赴き、長崎築堡に關する侯の濃州侯との應答を聽取す。

十三日。筑前侯阿部閣老邸に到り、築堡再願方を質す。

十五日。伊達宗城侯阿部閣老に會

し、築堡再願方の可否を質す。
二十六日。築堡否決、爲にその談判協議に當れる田中半右衛門・高木權大夫の兩人牢人仰付けられ、其他の諸役亦責罰を受く。
晦。外目築堡方の貫徹を期せる書面を宇和島侯に發す。
(此月)公敢て阿部閣老へ對し、外目築堡の擱き難き所以を陳ず。

二月

十一日。火術方を石火矢方より分離して御側管轄となし、その經費を六百兩に定む。
十五日。傳心・陽泰兩神の大明神號を京都に請ふ。

三月

七日。公鍋島播磨の邸に臨む。
二十六日。長崎に米艦一艘渡來し、

四月

津輕海峽に遭難せる同國人の引渡を請ふ。

二十九日。公長崎へ赴く。

（此月）伊達宗城侯より、往日の阿部閣老との應答の始末及嘉村への面話の條々を記せる書面佐嘉に達す。（十八日返翰を發す）

五日。米艦長崎を去る。

八日。公歸城。

二十七日。四貫二百目鑄火銃十挺。

右搭載船十艘の製造を命ず。

閏四月

八日。英艦浦賀附近の千代崎に至りて奉行に面會せんことを請ふ、許さず。

十日。同艦去つて伊豆下田に至り、港内水深を測量する五日にして去

五月

朔。日峯社例祭は、爾後三月十三日に行はるべく定めらる。

六日。傳心・陽泰兩大明神の神宜祭式を行ふ。

六月

朔。本年に限り、本日を以て日峯社祭を行ふ。公國産方に書を下し、別局を設けて殖産興業の方法を盡すべく命ず。

二十六日。公季弟皆次郎を鍋島志摩の養子となす。

晦。新に鐵製鑄砲局を築地に建設す。

八月

六日。蘭人持渡の牛痘引痘に就いて戒諭す。

二十二日。楢林宗健佐嘉に歸り、

る。

嗣子淳一郎公子に種痘す。

九月

十一日。公岡部杢佐・大木主計・鍋島志摩の警固三組の甲冑調練を鬼丸に覽る。

二十日。鍋島安房多年の勳功を賞し、代々花杏葉の紋を許す。

二十二日。公參府の途に上る、十月二十五日江戸著。

十一月

二十三日。公登城、將軍世子家定と島津齊興女篤姬との成婚を賀す。

二十九日。邸内の文武稽古及聽講人の出席度數を嚴密にし、廣間番・明善堂詰の考課は毎月四日限りに出さしめ、他家に入門して通稽古に定りたるものゝ外は、邸内の出入を心遣の者に告げしめ、是迄の

乞暇憑を廢し、在邸の侍・手明鑓の明善堂寄宿を願ひ出づるものには人物を檢して之を許し、文武の稽古・蘭醫方修學のために出府したるものには成績の査定をなすべく定む。

十二月　六日。公田安筆姫との婚儀を整ふ。

（此月）幕府文政の打拂令を復して諸藩に防備を命ず。米價狂騰一升百文に至る。

同　三年　庚戌　一八五〇

（此年）

正　月　二日。公本島藤大夫をして、長崎築堡計畫を江川英龍に謀らしむ。

二　月　十四日。公築堡自力決行の書面を阿部閣老に交附す。

三　月　十三日。本島藤大夫砲術稽古の爲め豆州江川氏へ入門を命ぜらる。

十六日。公歸國の途に上る。
二十四日。本島藤大夫再び江川氏に築堡計畫の質問をなし、砲術を傳習す。

四月

六日。本島藤大夫韮山を辭して房總沿海の砲臺視察に赴く。
十六日。本島藤大夫歸邸して佐久間修理に築堡のことを問ふ。
二十一日。公歸城。
二十六日。公長崎に赴く、翌五月六日歸城。

五月

六日。本島藤大夫築堡砲術に關する諸家の意見を齎して歸國の途に上る。
二十四日。義祭同盟成る。

六月

五日。火折筒六匁を八匁筒に改む

る命あり。

十八日。公長崎に赴く、二十五日歸城。

二十七日。江戸邸留守居志波左傳太阿部閣老邸に至りて我藩一手築堡に對する指令なき理由を質す。

七月　十一日。佐嘉大風豪雨。

八月　七日。佐嘉大風豪雨。

二十三日。火術兩組を制定す。公の諮詢に對し、小馬廻組の中へ火術兩組を編入し、以て新堡の衞戍に充つべき旨伺ひ出づ。

（此月）長崎入港の蘭船、英米二國に貿易請願のため軍艦を派遣すべき意あるを告ぐ。

九月　七日。藏方附役中村大助に拜借金

願出に關する旨を含め、阿部閣老宛の公の親書及公署名の願書を齎して出府せしむ。

十五日。公長崎に赴き、神ノ島巡檢、遂に四郎島築堡をなすべく裁定し、二十四日歸城。

(此月)兩島一手築堡の事を筑前藩へ通知す。(翌月末彼藩の答書あり。)

十月

二日。公鑄砲工事を創めて城北の築地に大砲鑄造場を設置し、反射爐を築起す。

十三日。中村大助留守居志波左傳太と阿部邸に至りて拜借金請願書を提出す。

十一月

十日。執政鍋島安房以下仕組所會議を開き家老江戸派遣の事を議す。

十二月

（此月）貢姫種痘、江戸の評判となる。

二日。長崎伊神兩島築堡起工に決し、其旨内廷より御番方へ移牒す。

十五日。伊神兩島築堡起工に付、兩島築堡掛本島藤大夫・田代孫三郎實地査定に赴く。

十三日。閣老江戸邸留守居を召喚し、拜借金並に御料所預けの請願不許の旨と、勝手向不如意の理由にて改めて拜借金請願に及ぶべき次第との書面を交附す。

十九日。本島藤大夫・田代孫三郎等神ノ島に渡りて、崎雲邊に築堡工事の諸敷地を査檢す。

二十二日。神ノ島起工に付、まづ同

同　四年　辛亥

島に備夫小屋を建つ。
二十五日。本島・田代の兩人深堀に赴きて、藏床詰諸役に工事を依託す。
二十九日。本島・田代歸來、復命す。
(此月)執政より江戸差遣の田中半右衞門に委任狀を交附す。
(此月)燧銃使用の爲め、武具方に命じて兜の改良を工夫せしむ。

正月

十三日。田中武兵衞江戸より歸著、公仕組所に其報告を聽く。
二十二日。御番方に外目臺場增築方を設け、其係員を任命す。

二月

二日。長崎奉行內藤安房守伊神兩島築堡敷地の巡視方を達す。田中武兵衞奉行接待係を命ぜらる。
二十一日。備前宮野浦の石工淸兵

一八五一

衞・萬兵衞塡海工事見積のため佐嘉に招かる。

三月

四日。石工清兵衞・萬兵衞神ノ島塡海區域を視察し、其結果經費を六萬三千百二十兩と計上す。

七日。長崎奉行兩島巡檢。

八日。松原社傳心大明神三百年祭擧行。

十日。家中文武課業法を定む。

（此月）内目模樣替に關し、筑前と示談を開始す。

四月

晦。御備立方より銃砲操縱に適する甲冑製作の新工夫を提出す。

五月

十六日。内目模樣替につき、我藩池田半九郎以下、筑前番頭伊丹九郎左衞門以下と彼藩邸（在長崎）に

示談を開始す。

六月 石工棟梁武富清右衛門に命じて塡海工事に著手せしむ。

七月 三日。城北中折村に二百間四方の調練場を設けて火術方を移轉せしめん爲め土工を起す、久保田家地開の手傳を命ぜらる。

十三日。筑前との示談不成立のため、池田半九郎等歸來す。

二十日。舊制を廢して新に郡方を設立し、敎化禁令より道路橋梁の普請を管轄せしむ。

二十六日。蓮池攝津直與隱居。

二十九日。池田半九等再出崎、筑前藩と再議す。其結果彼藩は三十門の大砲備付を撤回し、巨砲取交ぜ

に止めんと讓歩し來る。

九月　四日。大砲製造方を外廷に移す。

二十二日。公參府の途に上る。

十月　二十四日。公江戸に著す。

(此月)伊王島築堡に著手す。

十二月　二十日。幕府勝手掛の召喚により田中武兵衛出頭、五萬兩拜借金許可の書附を受く。

同　五年　壬子

一八五二

正月　元日。公溜池邸に親交の大名を招き、學者書家を陪席せしめて文墨の雅筵を開く、酒酣なるころ公憂國の大氣燄を吐く。

二月　五日。公幕領地預けの請願書を阿部閣老に提出す。

閏二月　十三日。公歸國の途に上る、三月十九日歸城。

三月　二十七日。塡海工事大略竣工につき、執政鍋島安房等實地巡檢の爲め出崎す。

四月　八日。公長崎巡視に赴く。
十二日。公早朝より伊神兩島築堡工事を視る。
十六日。公歸城。
（此月）長崎目附より質問ありし爲め、兩島備砲・用船・警固員數を屆出づ。

五月　十七日。國老鍋島上總茂信・多久長門茂族に長崎仕組方頭人を命ず。

六月　十一日。公築地の鑄砲場に反射爐錐臺の操工を覽、中折調練場に火術方を巡視す。
十四日。公出崎、十八日歸城。

七月　二十七日。伊神兩島配置の大砲數・砲手數等を決す。

八月　四日。古賀素堂弘道館教授となる。

九月　十五日。公出崎、歸途諫早の江浦に巨砲の試射をなし、二十四日歸城。

二十九日。白石鍋島山城の邸に臨み、翌日歸城。

十月

十二日。米國使節マシウ・カルブレース・ペルリ日本に向つて本國を發航す。

十一月　十日。國産方に精煉方を設く。

十一日。蓮池雲叟公の戒飭を受く。

十二月　朔。內庫貯蓄金につき法規を定め、借銀地・搦み地・新小物成・丑年以來の上り地を內庫納收に定む。

嘉永六年　癸丑

正月

元日。世子登城、始めて正を賀し、公と獻酬す。

十六日。常費整理方に付、其主査委員を任命し、政費支辨は有米遣合に俟つべく決す。

三月

五日。伊神兩島築堡備砲完備に付、守備隊の人選を決し、廨舍の建設に著手す。

十九日、公水ヶ江莊に臨み、伊神兩島派遣の砲手が抱筒の技を覽、終つて高岸村の精煉所に莅む。

二十三日。公岩田に伊神兩島砲手の石火矢術を演覽す。

二十九日。伊神兩島諸砲手の規約條目・臺場の定書成る。

四月

二日。公中折調練場に火術方の銃

一八五三

陣を覽る。

二十九日。米艦琉球那覇港に入り開港を要求す。

五月

四日。百五十ポンド砲一挺・八十ポンド砲一挺を四郎島に備ふ。

二十六日。長崎奉行大澤豐後守秉哲伊神兩島を巡檢す。

六月

三日。水師提督ペルリ統率の米艦數隻浦賀に至る。

九日。浦賀奉行戸田伊豆守・井戸石見守幕命により九里濱に米使と會す。

十七日。伊豆韮山江川氏の手代八田兵助佐嘉反射爐見學の爲め來藩す。

二十二日。阿部閣老田中忠左衛門

二十二日。家慶將軍薨去。

を招致して鐵製石火矢二百挺の注文方につき照會す。

七月

六日。大銃製造方より、幕府の大砲注文に關して調査せる次第を上申す。

七日。高島作兵衛藩邸に至り、咬𠺕巴に九間許の蒸汽船の雛型あるを告ぐ。

十八日。本島藤大夫以下魯船渡來に就いて出崎す。

八月

七日。公出崎、十四日歸城。

二十六日。阿部閣老米國々書の譯文を幕府要路の者に示す。

(此月)大船製造の禁を解くに決す。

十八日。魯國使節プーチャチン艦隊を率ゐて長崎に至る

十三日。京都所司代脇坂淡路守安

十四日。將軍薨去の報佐嘉に達す、よりて家老鍋島播磨に弔の使者、鍋島大和に將軍代替の使者を命じて出府せしむ。

十五日。阿部閣老我藩留守居を召喚し、五十挺の鑄砲を公式に囑託す。

十六日。本島藤大夫檢使の從者として魯船に乘じ內部を視察す、二十六日再視察。

二十二日。長崎新奉行水野筑後守

宅幕命により、米艦渡來の次第を武家傳奏へ上達す。

十五日。大船禁止令解除。

十九日。大澤長崎奉行江戸の命によりて國書を納め、一まづ歸還すべき旨露使へ達す。

佐嘉に著し、鑄砲・蘭國への軍艦注文・蘭國教師招聘に關して公の意見を徵す。

九月

四日。幕府囑託の鑄砲に關し協議す。

七日。大砲注文の幕府囑託書著す。

二十日。猿若町中村座に於て、藩祖直茂公に關する巷說を脚色して

二十五日。新奉行水野筑後守著崎、露艦を內港に投錨せしむ。長崎渡來の露艦は一先歸還せしむべく、その國書に對する答書は、追て和蘭甲比丹まで送達すべく決す。

十九日。將軍薨去の爲め、國書に對する回答延引すべき旨、長崎奉行より露艦に達す。

上場せんとせしかば、青年藩士激怒し、町奉行鍋島内匠頭へ對し、中村座に對して適宜の處置あるべき旨請願す。

二十八日。長崎防備費多端なるを以て、文飾無用物を一切省略すべく其仕組を命ず。

十月

二日。幕府注文の大砲鑄造に著手す。

十五日。幕府露國々書に對する答書を起草す。

二十二日。諫早家に尾島其他の干潟開墾を許し、長崎防備の經費に充てしむ。

二十三日。露艦長崎を去る。

十一月

二十日。三支藩の參府及諸役免除

願尚ほ裁決に至らざるを以て、阿部閣老に公の直書を送りて督促す。

二十三日。火術兩組を併せて御側新組と名づけ、鍋島志摩を其大組頭となし、火術方頭人を兼ねしめて銃砲術を奬勵せしむ。

二十七日。將軍宣下。

（此月）幕府江戶品川に大砲臺場を設置す。

十二月

五日。魯艦渡來につき多久長門以下出崎。

五日。魯艦四艘再び長崎に至る。

六日。幕府勘定奉行川路左衞門尉長崎下向の途次來嘉、公吳服町の本陣に會晤す。

七日。幕府大目附筒井肥後守來嘉、

安政元年甲寅正月

公使者を遣して勞を犒す。

八日。幕府目附荒尾石見守來嘉。

十七日。本島藤大夫・中村奇輔等幕吏に從ひて魯艦に到る。

二十七日。公長崎に赴く。

晦。公矢上驛に宿す、翌年正月三日歸城。

十四日。幕府委員長崎西役所に露使と談判す。

十七日。幕府委員等露使の招請に應じて露艦に到る。

十八日。幕府委員西役所に再び露使と會し、幕府の答書を交附し、貿易を拒絶す。

八日。露艦長崎を去る。

十日。米艦八隻神奈川沖に到り、浦賀に應接を要求す。

一八五四

二月

十五日。幕府委員我が新砲臺を覽る。

二十二日。筒井肥前守來嘉。向五年間三支藩公務免除。

二十三日。川路左衞門尉來嘉、筒井同道大砲製造場を覽る。

二十五日。古賀謹堂弘道館參觀。

二十五日。幕府林大學頭を正使となし、神奈川の横濱村を應接の地と定めて米艦と談判せしむ。

朔。幕府全權委員林大學頭以下神奈川にペルリと談判を開始す。

十五日。米國政府より我幕府への贈遺物を陸揚す。

(此月)阿部閣老國威失墜の責を引いて辭表を提出す。

三月

二日。公三支藩へ公務免除の旨を達して、砲術を稽古すべく命ぜらる。

八日。公新將軍より長崎御番を命ぜらる。

二十七日。火術方に三人の師範役を設け、相良源兵衛・本島藤大夫・永淵嘉兵衛之に任ず。

三日。神奈川條約成立、下田・函館兩港を米國に開き、薪水の支給を諾す。

二十四日。露艦復到り、江戸よりの公信の有無を質して匆々にして去る。

四月

五日。公長崎に赴く、十三日歸城。

八日。公伊神兩島の發火演習を行ふ。

九日。公出島に甲比丹キュルシウスと會晤す。聞番より内港防備の見積書を奉行へ提出す。

五月

朔。將軍宣下を祝うて家中に酒饌を賜る。

十五日。龍造寺八幡宮社側の高寺に新に鐘樓を作り、北山春日の玉林寺の巨鐘を移して城下の時鐘を打たしむ。

八日。京都内裏炎上、翌日鎮火、井伊直弼京都守護を命ぜらる。

十日。阿部閣老辭職。

二十一日。伊豆韮山附近の鳴瀧に反射爐を起す。

二十二日。伊豆下田にて、神奈川

二十五日。義祭、鍋島安房自ら盟主となり、龍造寺八幡宮社側の本地堂に楠公像を安置して楠社と稱す。

六月

十五日。露艦渡來時の警固振を賞し、家定將軍時服三十領を公へ褒賜す。

十八日。伊神築堡完成に付、將軍德川家傳來の銘刀を公へ褒賜す。

拜借金五萬兩返納用捨。

二十四日。蘭學寮を火術方に移す。

七月

五日。田中善右衛門佐嘉歸著、這次幕賞の次第を報道す。

十二日。出崎中の本島藤大夫より

條約の附錄十三ヶ條を協定す。

御側頭原田小四郎へ宛て、公の蘭船乘込に關する手順につき移牒す。長崎御番方より小蒸氣船試乘の許可を請ひ來る。
十三日。砲臺增築・大砲鑄造につき行賞す。
十六日。公長崎巡視に赴く、二十四日歸城。
二十日。公長崎立山に出仕す。
二十七日。將軍褒賜の銘刀並に時服を小書院に飾りて頂戴の式を行ふ。
二十八日。蘭艦二隻長崎入港。
(此月)公八十磅六十磅のボンカノン以下數種の銃砲を蘭國へ注文す。

(此月)長崎奉行所小蒸氣船建造に決す、本邦造船の嚆矢なり。

閏七月

十二日。公長崎巡視に赴く、二十日歸城。

二十日。本島藤大夫等出島キユルシウスに就きて鑄砲の質問をなす。

二十三日。同前。

十四日。本島藤大夫・横尾次郎右衞門等蘭艦に乘込みて傳習を開始す。

八月

十五日。英艦四隻渡來す。

十二・十三兩日。長崎奉行水野筑後守・目附永井岩之丞全權委員として英提督スターリングと西役所に會す。

十八日。對英談判續行、長崎箱館開港の議を決す。

九月

二十二日。公長崎に赴く。

二十六日。公蘭艦スームビンク號に乘込みて大砲機關を視、船將に就きて海軍興張・長崎防備の意見を徵す。

二十九日。英艦出港。

二日。公歸城す。

五日。蘭艦スームビンク號出港。

十六日。公發駕長崎に赴く、二十

二十日。長崎碇泊の英艦乘組員禁を犯して長刀岩附近に上陸し、檢使の誰何に會す。

二十三日。日英條約成る。

朔。水野奉行蘭艦に投じて、伊王島まで航行してその運轉の狀を檢す。

三日歸城。

十八日。露使プーチャチン軍艦ディアナ號に搭じて大阪に至る。

（此月）講武所設立の議決し、その地開きをなす。

十月

八日。水野奉行歸東の途次佐嘉に宿して、幕府注文の大砲鑄造の狀を視る。

十五日。牟田口藤右衛門病氣につき御年寄を辭す。

二十三日。北山なる大久保村に（小城私領）大砲の演習地を開く。

二十五日。長崎奉行荒井石見守・目附永井岩之丞伊神兩島の新堡を巡検す。

十五日。ディアナ號大阪より下田に廻航す。

十一月

四日。大地震大海嘯ディアナ號艦底大

破す。

二十八日。鍋島十左衛門蒸氣船製造心遣を命ぜらる、車船製造方を廢す。

（此月）製艦費支辨の爲め代品方を設く。

十三日。蠣崎の玉泉寺に於いて、筒井・川路等全權委員として露使と談判を開始す。

二十六日。露艦下田發港。

十二月

二十六日。砲術家田口忠藏・岡鹿之助等田中善右衛門の命を受け、佐嘉鑄造の大砲を品川臺場に備ふべく豫め現場を視察す。

二日。露艦駿河灘に沈沒す。

同　二年　乙卯　正月　一八五五

五日。米國大佐アダムス下田に渡

三月

十五日。公庶兄上總介直永鹿島に卒す。

二十五日。下村七左衛門判物御禮の使者を勤む。

二十九日。公長崎に赴く、翌四月七日歸城。

四月

四日。多久長門江戸邸頭人として

來して、長樂寺に條約批准を交換す。

二十日。英國提督スターリング艦隊を率ゐて長崎に至る。

二十三日。佛國提督ルガルディ・モンタニッエル艦隊を率ゐて下田より長崎に渡來し、和蘭總領事を通じて、蘭譯せる書翰を奉行に提出す。

出府す。

六日。佛艦長崎出港

八日。六日出港の佛艦隊中の一隻松島沖に破損し、長崎に歸來して修覆をなす。

五月

十五日。奉行手附大熊直次郎檢使として本島・田代等と大浦に赴き、西泊・戸町兩番所以内の海深を測量す。

十七日。奉行手附福井金平・小八目附山崎政八郎、大村藩出役渡邊文左衞門と共に大浦海岸陸手の檢分をなし、海拔の高低を測量す。

二十七日。貢姫川越侯松平直侯と結婚するにつき納采を行ふ。

十一日。新判物頂戴の祝典を舉

六月

ぐ。

二十三日。公始めて蘭學寮に臨む。

（此月）弘道館南北兩寮生抗爭す。

十八日。蘭艦渡來に付、本島藤大夫・佐野榮壽左衛門等出崎を命ぜらる。

二十四日。長崎聞役より同奉行へ對し、這次の蘭艦渡來により、巨船の建造及運轉・大小銃の操縱傳習の許可を請願す。

十四日。薩侯阿部閣老と昌平丸に試乘す。

（此月）品川臺場五基竣工。

八日。幕府和蘭政府の請願を容れてスームビンク艦を受納するに決す。

二十四日。貢姫結婚費として一萬五千兩を内庫より支出するに決す。

七月

朔。蘭船に搭じて造船・射砲諸術の傳習を開始す。

二十六日。佐嘉藩鑄成の幕府用砲の搭載船順勢丸沈沒す。

（此月）以後八匁彈の燧銃使用に決す。

（此月）和蘭商館長キュルシウスより、滯崎中なる傳習敎師の待遇改善を請願す。

（此月）蘭艦二隻長崎に到る。

八月

朔。精煉方中村奇輔・石黑寛次・田中儀左衞門、長崎奉行所の小蒸氣船によりて小蒸氣船雛型と蒸氣車

九月

雛型とを製作す。

七日。白石・川副兩鄕新地築成に付、借銀地・新小物成・搦方並別段搦方・丑年以來の上り地・大詫間餘分の新田地を御新地方に附す。

十七日。長崎奉行幕府よりの申達を移牒して傳習に關する諸心得を聞役に達す。

十七日。長崎聞役鍋島新左衛門落

四日。松平乘全・松平忠優兩閣老罷免。

三日。幕府傳習生三十餘人昌平丸に搭じて品川出發、十月二十日長崎に著す。

十日。英國スターリング提督長崎に來りしが間もなく去る。

命により、長州・津兩藩派遣の視察團と同道して神島各堡を巡視せしむ。

二十日。貢姫川越侯邸入輿。

十月

二日。江戸大地震、櫻田藩邸倒壞、死傷多し。

五日。公參府の途に上る、十一月七日江戸著。

（此月）都筑駿河守三ヶ國條約の寫を閣下に奉呈して事情を具陳す。

十一月

朔。精煉方雇中村奇輔・石黑寛次・田中儀右衞門等精煉方起臥を命ぜらる。

十一日。公登城、新將軍に謁す。

二十一日。江戸邸震災の善後策を議し、衣食器用一層節約すべきを命ず。

（此月）昌平丸佐嘉藩鑄造の幕府用砲を搭載して長崎を發す。

十七日。德永傳之助を佐嘉に歸し、江戶邸同樣格別の節約を命ぜしむ。

十二月

十九日。公溜池邸に松平侯（川越）新夫妻を招宴す。

二十七日。江川英龍反射爐築起に付、其心得あるもの一人職人一兩人を派遣すべく、阿部閣老より我藩に命ず。

（此月）藩邸の式臺に飾りつけたる緋絨袋入の鐵砲及臺弓を蘭式雷管小銃に改む。

（此月）蘭國注文の蒸氣船不日回航

二十三日。日蘭條約調印。

に付、その準備方に關し、運用の傳習・修繕の設備の許可を田中善右衛門より阿部閣老へ請願す。

同　三年丙辰　一八五六

正月

二日。公病臥、田中善右衛門登城代禮。

（此月）本島藤大夫江川英龍より魯西亞の祕密著發彈の製造射法を傳授せらる。

二月

九日。公次男鐵八郎生。

十二日。幕府九段下に蕃書取調所を設く。

二十九日。公幕府に請うて品川臺場を巡檢す。

三月

十二日。公歸國の途に上る、四月十六日著城。

二十六日。公宇治に中院家と會す。

四月

（此月）田中善右衞門吏に阿閣に對し、船舶購入のことを請願す。

二十三日。公長崎巡視に赴く。

二十八日。江戶邸新築費を補足すべく、宗室國老以下足輕迄給米一石に付銀一匁宛二年間獻金するに決す。

（此月）白帆注進による早速立の制を撤す。

五月

六日。公蘭船に搭じてその航行の狀を視、蘭國敎師につきて海軍創始の諮問をなす。

六月

朔。蘭國敎師レーケン海軍創設に關する公の諮問に對して答書を提出す。

十九日。兩船手を鍋島志摩が率ゐ

る火術組に編入す。

七月

二十二日。長崎に於ける傳習によりて銃陣の新練習をなすべく、指揮語のみは從前通り和語を用ゐるべしと布達し、侍・手明鑓中の壯年者は、毎日中折の調練場に出席すべき旨諸組に嚴達す。

二十一日。米國總領事タウンセント・ハルリス大統領の國書を齎して伊豆下田に著す。

二十三日。蘭國商館長キユルシウス長文の書面を長崎奉行に提出して出島商館に於ける通商法を改訂し、雙方商人の自由貿易を日蘭條約に追加したしと陳情す。

(此月)蘭船二隻來崎、甲比丹バヒ

八月

（此月）學館内生寮寄宿生は毎日午後火術銃陣の練習に出席すべく諭告せらる。

六日。英艦乘敷に關し、兩番所の面々奉行の諭告を手溫しとして更に奉行にその處置方を伺出づ。

ユス香港より齎し來れる報告を長崎奉行に呈し、新條約締結の爲再び英艦の渡來すべきを傳ふ。

五日。幕府注文の蘭國船・露國軍艦・英國軍艦相踵いで長崎に入港す。英國軍艦仕切船二隻を乘り敷く。

七日・十二日。長崎奉行英國船將と西役所に會見す。

月		
九月	田中源右衛門・中野助太郎以下、傳習の免許狀を受けて一旦歸嘉す。	十八日。英艦四隻長崎を去る。 幕府目附岩田修理忠震を下田に遣はして奉行井上信濃守とハルリスに對談せしむ。
十月	二十六日。公長崎に赴く、十一月四日歸城。	十七日。幕府外國貿易掛を設け、貿易許可に決す。
十一月	朔。公蘭館に臨みて傳習の狀況を問ふ。 二十日。境目方附役福田大介三重・樫山兩村に赴き、基敎信徒を懇諭し、その處置を幕府と協議す。 (此月)造船費の財源たらしむべく山方に布達して、黄櫨・茶樹栽培の	

法を樹てしむ。

十二月

二日。田代孫三郎鑄造熟練の職工二人を率ゐて江川氏の反射爐に赴く。

十七日。大番頭鍋島左馬助、英艦乘敷に方りてその處置緩漫なりし爲、譴責せらる。

十八日。島津篤子近衞忠熙公の養女として將軍家定に嫁す。

同四年丁巳

一八五七

正月

(此月)月限なしの銀札を米筈に引換へて發行す。

(此月)篤信局の樓下に別段寮を設け、内生寮卒業者中の俊秀を寄宿せしめて、篤信局日上の宗室國老の子弟と相砥礪せしむ。

九日。公仕組所に長崎砲臺改築の

計畫を議し、計畫略圖に記號を附して更に御番方に下附す。

十九日。江戸飛脚著嘉、幕府月次獻上五ヶ年用捨を報ず。

（此月）池尻勘大夫・宮地平大夫等十一名及佐野榮壽左衞門に精煉方を率ゐしめて出崎、再び砲術・海軍術・造船術等を傳習せしむ。

二月

三日。蘭國商館長キュルシッス長崎奉行に清國の事變を告げ、日蘭の親睦なるべきを説いて國法の改正を勸告す。

（此月）和蘭船三隻（中一隻は後の咸臨丸）長崎入港。

三月

十八日。國產方を廢して興業殖產の奬勵を各代官に寄す。

四月

六日。伊神兩砲臺初度の調練をなす。

長崎奉行・目附以下の幕僚の歸東に方り、從來提供し來りし小倉下關間の渡海船・大阪室津間の乘船を、當分用捨せらる。

五月

六日。新渡のスクーネル船購入を決し、其旨奉行所に請願す。

七日。鍋島志摩・船奉行久米・横尾等の調査に係る船手仕組書を公に奉呈す。

六月

十一日。公千住大之助に內書を授け、佐野榮壽左衞門・中村奇輔に電信機を齎らしめて倶に鹿兒島へ赴かしむ。

七月

二十二日。別段役局を設け、西洋

十七日。阿部閣老歿、年三十九。

法則を以てドンドル筒を製造せしむ。

八月

二十八日。米領事ハルリス登營、家定將軍に謁見して國書を呈す。

二十九日　長崎に於いて對蘭條約を追加す。

九月

十八日　公持病により參府猶豫を請願す。

十月

朔。購入のスクーネル船を引取り飛雲丸と命名す。

二十六日。飛雲丸の乘組員は傳習方より交互これに當るに決す。

（此月）横尾次郎右衛門等船價銀千貫目を白蠟にて支拂ふべく約して歸嘉す。

十一月

十一日。長崎奉行所より大波止造

船跡を受取りてコットル船打建初め式を行ふ。

二十八日。海軍取調方を備立方に設く。

十二月

六日。堀田閣老諸大名（萬石以上）へ通商貿易の已むべからざるを達してその意見を徴す。

二十九日。對米條約の改訂に關し、將軍親しく諸侯を登營せしめて意見を徴す。

同　五年　戊午

正月

二十三日。三重津に船手稽古所を假設し、洋船運用術を敎習し始む。

二月

九日。堀田閣老、川路左衛門尉・岩瀬肥後守と共に京都に著し、傳奏によりて開國の已むを得ざる事情を具陳す、朝廷よりは大阪・兵庫

一八五八

三月

二十三日。公火術方慰勞の爲、春日山に猪鹿狩をなし、間伏立をなさしむ。

朔。蘭人を招きて飛雲丸の初運用をなす。

十一日。公小馬砲四組・同新組の銃陣を演覽す。

十四日。公先組一組・警固四組の銃陣を演覽す。

十七日。公警固二組・留守居三組の銃陣を演覽す。

十八日。蘭國より新に購入したる小銃を各組に分配し、前に配付せる分と合せて各自所有せしめ、その掃除をなさしむ。

兩港は開放すべからずと示介す。

四月

（此月）三支藩公務猶豫の繼續願に付、三支藩參勤を本家に準じて短縮し、江戸の公務を一切用捨せられたき旨公より請願す。

十一日。公長崎に赴く、二十日歸城。

幕府咸臨丸を江戸に回航せしむるを以て、我藩請うて秀島藤之助をして搭乘視察せしむ。

十五日。公觀光丸に搭じて薩摩に潛航し、島津齊彬と會晤す。公大

二十日。開港條約締結につきて、尚再應衆議に附して奏上すべき旨幕府へ勅答あり。

四日。堀田閣老京都を發して歸東す。

	波止に臨み、コットル型船晨風丸の進水式を行ふ。	二十三日。井伊直弼大老となる。 二十五日。幕府大廣間以上の大名を登城せしめ、勅答により、再び開港貿易の意見を徴す。
五月	八日。公諫早領主益千代に對し、長崎警固振を賞す。 二十五日。義祭、枝吉次郎楠正成・兒島高徳の二肖像を京都より齎し歸りて席上に展す。 (此月)田中善右衛門より、三支藩公務猶豫に關して演述書を幕府へ提出す。	(此月)蘭國建造の幕府蒸氣軍艦エド號長崎に回航し來る。
六月	六日。海軍費支辨の爲、銀札七萬兩を發行すべく議定す。	

十九日。井伊大老、井上信濃守・岩瀬肥後守の二人を委員として對米假條約に調印せしむ。

二十三日。堀田備中守・松平伊賀守老中を免ぜられ、太田備後守・間部下總守・松平和泉守等入閣す。

此日尾・越・水の三侯押掛登城をなす。

二十五日。井伊大老諸侯を召集して、紀州慶福侯推立のことを公示す。

(此月)佐嘉城下に於ける白帆注進の合圖打方を廢す。

(此月)虎疫流行す。

七月

五日。英國艦隊品川に渡來す。水・尾・越の三侯隱居謹愼を命ぜられ、

五日。伊東玄朴家定將軍の病容を診す。

八月

二十三日。家老鍋島周防を弔使と

一橋慶喜登營を停止せらる。
七日。家定將軍薨去。部入貸金の再興を決す。
十日。永井玄蕃頭・岡部信濃守・岩瀬肥後守と、蘭國領事キユルシウスと改正條約に調印す。
十一日。露使プーチヤチン永井玄蕃頭・岡部信濃守等と改正條約に調印す。
十六日。島津齊彬侯薨ず。
十八日。英國使節エルチン水野筑後守等と條約の調印をなし、品川に於いて廻遊船の獻上式を擧行す。
八日。將軍薨去の喪を發す。

なし、宗室神代織三郎を將軍代替の代禮使として途に上らしむ。

（此月）三支藩公務猶豫に關し、太田閣老に種々事情を陳辯す。

九月

三日。中野兵右衞門長崎仕組方請役所相談役を命ぜらる。

（此月）彗星出現。

五日。梅田源次郎捕縛せらる。

六日。佛國使節グロー、條約の調印を了して出帆す。

八日。鷹司太閤・近衞左府・一條右府・三條內府・二條大納言五卿連署の勅書直接水戶老侯に下る。

十六日。水戶邸留守居鵜飼吉左衞門・其子幸吉京町奉行に引致せらる。

十九日。蘭國廻航の我軍艦の附屬品・潜水器・望遠鏡まづ到著したるにより、奉行所より我藩に交附す。露艦覆修のため、その備砲を我飛雲丸に託す。

(此月)蒸氣船建造費につきて精煉方より調査の結果を報告す。

十七日。間部閣老入京す。

十月

七日。公第三子尚丸生る。公長崎に赴く、十四日歸城。

九日。電流丸和蘭より廻航し來る。

十日。公電流丸に試乘す。

十八日。向五年間三支藩參府期限短縮を許可せらる。

		(此月)海軍費支辨の爲め、銀札七萬両を發行す。		
	十一月	六日。我藩奉行所より電流丸を引渡さる。 九日。野母崎に電流丸の試運轉をなす。 十五日。公世子淳一郎の爲め鐙著初の式を行ふ。		
	十二月		(此月)鷹司・近衛・三條三大臣病の故を以て參朝を罷めしめらる。 朔。二條大納言家茂將軍に宣下の勅旨を傳達す。	
同六年己未	正月	二日。本島藤大夫蘭國教師を接伴して神ノ島砲臺を視しむ。 公家中の年賀を畢へて、筆硯を呼び、宇内萬邦の一詩を吉書す。		一八五九

二月

十一日。電流丸大砲試射開始。草場礎助弘道館教授となり、御側頭原田小四郎助教授に、參政中野兵右衛門は頭人鍋島河内を佐けて督學の任に當る。

十二日。公叔母中院徽姫逝去、享年六十一。

十七日。青蓮院宮謹愼を命ぜらる。

十九日。電流丸早津江々尻に廻航す。

二十日。間部閣老鎖國の勅命を受けて京都を發す。

三月

二十一日。公三女禔姫生る。

十六日。自今調馬の敎習には、蘭式の馬具を用ゐて西洋馬術を兼ね

四月

習はしむ。
五日。公蘭學寮に臨む。
九日。公好生館に莅む。
十五日。海軍擴張の爲、諸組侍の子弟十人を人選して、向二ヶ年蘭學寮寄宿を命す。
二十一日。公電流丸に乘じ、七浦海岸に二十五發の覘射を覽、飛雲丸の運用を試す。

五月

二十七日。文武課業法を廢す。

六月

三日。近衞・鷹司・三條三大臣吏に落飾謹愼を命ぜらる。
二十七日。英國在留公使アルコック江戸に著して品川東禪寺に入る。
十五日。アルコック登營將軍親批の條約書を受領す。

七月

二十七日。電流丸三重津に回航す。

（此月）米・露・佛・英・蘭の五ヶ國と締結したる條約文の寫し佐嘉に著す。

八月

朔。鍋島上總請役となりて仕組所を兼ね、鍋島河内請役所仕組所出仕を命ぜらる。

十八日。露國西伯利亞總督ムラビヨフ品川に到り、樺太境界劃定の談判を始む。

三日。幕府外人に危害を加ふるものは嚴罰に處すべしと達す。

十日。佛國公使ヘルクル品川に到る。

二十七日。幕府京囚を處斷す。一

九月	七日。公參府の途に上る。 十日。公豐前大里より電流丸に搭じて下關へ渡航す。 二十五日。公庶弟民部直賢逝去。	橋慶喜・伊達宗城・山内豐信隱居謹愼を命ぜらる。
十月	十五日。公登營して、新將軍に謁す。 十七日。本丸炎上、公卽時登城唁問す。 十八日。公西丸に家茂將軍に候す。佐嘉へ向け、來年九月世子乘出し參府あるべき旨移牒す。	
十一月	十九日。公井伊侯と會晤す。	
十二月	朔。本丸炎上の爲、公二萬兩を獻金して嘉納せらる。	

萬延元年　庚申　正月

十六日。公中將に任ぜらる。

二十三日。公登營、中將拜命の御禮を言上す。

二十八日。幕府の蒸氣船を委託せられ、曩日獻納の飽浦工作場製鐵機械の使用を許可せらる。

（此月）長崎聞役久米、及佐野榮壽左衞門褫職。

（此月）烟硝製造を精煉方に屬せしむ。

二日。公病氣にて登營する能はず、鍋島隼人をして代禮を力めしむ。

二十日。公天草連島御預願の斡旋方を井伊大老に依賴す。

（此月）間部閣老被免、安藤對馬守老中の主席となる。

二十九日。水戸黄門慶篤寄勅を返

一八六〇

二月

五日。公溜池邸に井伊侯を招待す。

二十三日。公中將昇任の祝宴を張る。

二十五日。公歸國を許さる。

上せんとす。

三月

三日。井伊大老遭難。

七日。遣米使搭乘のポウハタン號桑港に著す。

九日。閣僚將軍の內意により公の登營を促す、公聽かず。

十五日。櫻田凶變の報佐嘉に達す。

二十一日。中野數馬倔强の士三十人を率ゐて江戶邸に著す。

二十九日。公推挽を排して歸國を

閏三月

許さるゝに至る。

（此月）長崎奉行飽浦造船工場建設につきて内慮伺をなす。

朔。中野數馬へ對して當分屋敷頭人を兼ぬべき命あり、到著の三十名の士は、その半を公に隨從せしめ、他の半は明善堂詰と共に夫人の守衞に任ず。

六日。公歸國の途に上る。

十九日。公兵庫に著す。

二十二日。公電流丸に搭じ、二十五日豐前大里に著す。

二十五日。長崎聞役石川寛左衞門・船奉行横尾次郎右衞門等觀光丸を受取る。

二十九日。公著城す。

四月

十日。諸組及三家以下の役目道具を總鐵砲に改む。
十三日。公本莊津より電流丸に搭じて長崎に到る。
十五日。公飽浦に船艦修繕の設備を覧、新渡の蘭艦を視察し、更に電流丸に搭じて伊神兩島の玉込發射を覧る。
十六日。公今津江尻に歸航す。
十九日。公昇任の祝宴を擧ぐ。
二十日。千栗堤の大修理に著手す。
(此月)北山筋大洪水となり、三根・養父の兩郡被害甚しく、千栗堤破壞す。

六日。咸臨丸ホノルヽ港を發す。

五月	三日。電流丸・觀光丸・飛雲丸の乘組員を決す。	六日。咸臨丸・木村攝津守一行品川に歸還す。 二十四日。葡萄牙船品川に著し、六月十七日條約を締結す
六月	五日。公その幼時に著用せし稽古襦袢を世子に贈る。	
七月		二十日。普魯西軍艦條約締結の爲品川に到る。
八月		十五日。水戸齊昭侯薨す。 (此月)英佛軍艦大沽砲臺を砲撃して遂に北京を圍む。
九月	十一日。公日峯公御話二十一箇條	四日。水・越・橋三卿謹愼を解かる。

泰盛公御話聞書寫一冊を世子に授く。

十八日。世子淳一郎參府の途に上る。

二十四日。公長崎に赴く、晦日歸城。

十月

清國英佛兩國と和議を講ず。

十一月

朔。和宮降嫁聽許。

十二月

十一日。藏方頭人丹羽久左衛門高木長左衛門に代りて財務に當る。

五日。蘭人ヒウスケン麻布古川端に刺さる。

文久元年辛酉

一月

四日。諸組足輕年賀の禮物の火繩鷄羽なりし例を、雷管式銃陣に相

一八六一

當する様棹鉛に改めしむ。
十一日。弓始め式は猶ほ古例によりて之を行はしむ。
十二日。三本槍特許の報佐嘉に達す。
十四日。本島藤大夫露艦に至り、リハッチェフに長崎臺場防備の要點を問ふ。
十七日。露艦長リハッチェフ白崎の實地踏査を爲し、防備の要點を指示す。
二十二日。庶弟鍋島播磨茂快歿す。
二十九日。露國へ新發明の大砲二門を注文す。

二十二日。各國公使横濱より江戸に歸任し、幕府は一千百人の別手組を組織して之を護衛す。

二月

十日。備立方の上申を裁可し、諸組の徒・足輕・小道具等に給與するドンドル銃を渡切りとし、弓・鐵砲・長柄槍等を取上ぐ。

十一日。秀島藤之助・中牟田倉之助・石丸虎五郎の三人英語稽古を命ぜらる。

十五日。世嗣直縄初めて登城、將軍家茂に謁す。

二日。露艦對馬尾崎浦に到り土地の借用を求む。

三月

四日。精煉方の神野合藥所に於い

二日。露艦長ビリレフ對馬芋崎浦に上陸し、艦體修繕を口實として屋舍を建つ。

て新火藥を試驗し、火術方に命じて之を作らしむ。

九日。蓮池藩士二人外人に凌辱せられ、切腹を命ぜらる。

十三日。世嗣直縄從四位に敍し、侍從に任ぜられ、將軍の一字を賜うて、信濃守茂實と改む。

(此月)香燒團結を廢す。

(此春)公蘭學寮に臨み、大隈八太郎の和蘭憲法講義の中、攝政の條を聽く。

四月

五日。電流丸楠久出航、壹岐に向ふ。

六日。公佐嘉を發して伊萬里に向ふ。

五月

九日。公電流丸に乘じ、楠久を發し、壹岐沖を游弋して名護屋城址に遊ぶ。
十一日。公歸城。電流丸對馬嚴原港に入る。
十六日。電流丸朝鮮近海游弋の末對馬尾崎浦に入港す、島民大に喜ぶ。
十九日。御番方の大早艀を廢す。
十二日。公宗室を會して隱居の內意を告ぐ。
（此月）靑年國老及び弘道館の秀才

十二日。英艦一艘嚴原港に入港し、十四日出航す。
二十八日。暴徒東禪寺の英國公使館を襲ふ。

と唐鑑會讀を始む。

六月　隱居に就いての取調を命ず。

七月　二十五日。三重津に汽罐製造所を建つ。長崎奉行の相談により、觀光丸を對馬に派遣す。

二十五日。露艦對馬を退去す。

八月　三日。公大組頭を集め、火術練習を奬勵す。

十六日。諸組輪番に火術稽古を勵む。

十九日。隱居の上は三ノ丸居住に決し、家作の取調を命ず。

九月　二十四日。岡鹿之助・石黑寛次、遣歐使竹内下野守に隨行すべく命ぜらる。

二十六日。公參府として出發す。

	晦。中牟田倉之助亦遣歐使の隨行を命ぜらる。
十月	二十八日。公著府。此頃公持病の痔疾に惱む。
十一月	四日。田中善右衞門を以て隱居願を久世閣老に內談す。 十五日。和宮將軍家（家茂）降嫁の爲め、江戶に著せらる。
	十六日。公然隱居願を呈出す。 二十日。隱居・家督願濟となり、長崎警衞勤勞の故を以て、鞍鐙の賞あり。
十二月	七日。公は隱居後閑叟と號し、世嗣は肥前守と改む。 二十二日。岡鹿之助・石黑寬次遣歐使に隨行して品川を發す。

文久二年 壬戌

二月

二十四日。中牟田倉之助上海見分として、幕府の小人目附鹽澤彦次郎に隨行すべく命ぜらる。

朔。藩邸に於いて隱居・家督竝に鞍鐙褒賜の祝宴を開く。

九日。公二十ヶ月間歸國入湯療養の許可を得。

(此月)中野方藏捕へらる。

三月

五日。侍從公初入部の爲め江戸溜池邸を發す。

十一日。公江戸を發して歸國の途に就く。

七日。長藩の永井雅樂幕命を奉じて公武の間を周旋す。

十六日。島津久光兵を率ゐて鹿児島を發し、上京の途に就く。

一八六二

二十九日。公大阪より電流丸に乘じ、觀光丸を随へ、伊萬里を經て佐嘉に向ふ。

四月

六日。公佐嘉著。

十一日。侍從公著城。

十五日。侍從公より公の遣料を六千五百石と定め、猶手許より毎年米三百石・金五百兩を贈進す。

十五日。島津久光入京。

二十三日。伏見寺田屋の騷動起る。

二十五日。幕府尾張・一橋・越前三侯の謹愼を解く。

二十六日。島津久光浪士鎭壓の功を賞せられ、次いで國事周旋の命を受く。

五月

八日。軍制改革、海軍建設は事業

六月

半なるを以て、侍從公より請うて公の裁制を受くることゝす。

十一日。公新築の三ノ丸に移る。

二十九日。古川與一公の内命を受け、上洛上國の動靜を探る。

九日。古川與一佐嘉出發、上洛の途に就く。

十一日。勅使大原重德を江戶に遣し、三事を命ぜしむ、島津久光其護衞を命ぜらる。

朔。幕府非常改革の旨を告げ、將軍上洛萬事を直奏すべき由を發表す。

七日。島津久光大原重德卿を奉じて江戶に入る。長州世嗣之を避けて江戶を發す。

十六日。古川與一久世通熙卿に公の書翰を呈し、薩長其他の動靜を聽取す。

二十七日。江藤新平建白書を奉りて脫走上京し、姉小路公知卿と會談時事を論ず。

二十九日。久世通熙卿返書を公に送り、古川與一に內情を語る。

七月

二日。古川與一久世卿の返翰を得て歸國の途に就く。

(此月)幕府注文の蒸氣鑵三箇製造の爲め、特に三重津に其製造所を

二十九日。幕府略ぼ大原卿の傳へたる勅命を奉ず。

六日。慶喜をして一橋を繼がしめ、將軍を輔佐せしむ。

九日。松平慶永を政治總裁とす。

建つ。

八月

六日。公久世宰相の朝廷の内旨を受けて發送せる七月二十五日付の内密書を入手す。

七日。公書を久世宰相に送りて、皇命あらば碎身奉公すべき旨を答ふ。

十五日。枝吉神陽死す。

(此月)伊東長春院に公の病氣療養を依頼せんとの口實の下に、此秋の出府を願ふ。

二日。毛利定廣赦免恩恤の勅書を奉じて江戸に向ふ。

二十一日。島津久光歸京の途、英人其行列を亂して殺傷せらる。

閏八月

一日。公大阪詰目附北原有右衛門が奉持し來れる國事周旋の内命書を拜す。

三日。公内命書に對し、精力の限り忠誠を盡すとの請書を發す。

六日。内命に就きて、打ち合せの爲め、筑前・肥後に内使を發す。

二十二日。參勤交代の制を改め、在府の割合を減じ、妻子を歸國せしむるを許す。

九月

七日。將軍明年上洛すべき旨を發表す。

十日。岡本忠兵衛久世宰相の書を齎して歸嘉す。

十一日。鞍鐙の褒賞及び三ノ丸移徙の祝宴を開く。

十月

十五日。公返書を久世宰相に送る。

（此月）江藤新平歸國す、公之を庇護し、且つ其意見を聽く。

二十二日。公小城青山草廬に遊び、一宿す。

二十七日。條約拒絶・攘夷斷行の沙汰書到る。

（此月）原田小四郎を京都に遣し、久世・中院兩卿に内勅の請書を呈す。此頃公胸膈を病む。

十二日。勅使三條實美・姉小路公知關東に下向す。

十一月

朔。侍從公襲封初入部の祝に公の出府祝を兼ねて宴を開く。

十日。公東上後の政務を侍從公の

十二月

專斷に任ず。
十二日。公佐嘉を發し、大里より電流丸に乘じ、觀光丸を隨へて東上す。
二十二日。公大阪に著し、二十四日入京、東山眞如堂を宿陣とす。
二十五日。公久世宰相を訪ふ。
二十六日。傳奏坊城大納言を以て公に暫く滯京すべき命あり。
二十九日。坊城傳奏を以て、公に暫く滯京して非常警衛に當るべき御沙汰あり。
二日。公參内、天顏を拜し、天盃

二十七日。三條・姉小路の兩勅使登營、將軍に攘夷の斷行及び其期限を定めしむ。

を賜る、これ公參內の始めなり。
三日。公關白近衞忠凞卿に面會して京洛の警衞を懇請す。
四日。京洛警衞の願書を呈出し、伏見桃山一手受持を願ふ。

十三日。公學習院に出仕し、傳奏議奏と會談す。
十九日。公去る十七日の御沙汰により參內、天顏を拜し、天盃を賜はり、江戶出府盡力すべき勅命を蒙る。
二十日。公京都出發、江戶に向ふ。

五日。將軍三條實美等を延見し、勅旨を奉ずる旨を答ふ。

二十四日。京都守護松平容保部下を率ゐて入京す。

文久三年癸亥 一月

一日。公由井驛に於いて新年を迎ふ。

六日。公品川より鹵簿を整へ、直に登營、將軍に謁して勅命を傳へ、將軍より助言を求めらる。

七日。公召されて登營、將軍より、文武修業の周旋、竝に時勢に關する公の助言を求めらる。

十二日。公外交拒絶に關する意見書を呈出す。

十四日。公近衞關白に右意見書呈出の事を通ず。

二十八日。三條實美等西歸、此日入京す。

二十二日。松平慶永江戸を發し、

一八六三

二十三日。公登營、上洛後歸國の許可を得、將軍の勅答を領し、羽織一領・脇差一口の褒賞を受く。

二十四日。公筑前侯と申合せ、長崎臺場模樣替を兩藩に一任せられたしと幕府に建言す。

二月

八日。前月二十五日公江戸を發し此日入洛、直に近衞邸竝に學習院に至り、將軍御請の次第を復命す。

海路京師に赴く。

二十三日。近衞忠熈の關白を罷め、鷹司輔凞之に代る。

九日。鷹司關白・一橋慶喜に命じて、攘夷の期を定めしむ。

十一日。長・土・肥後等の浪士鷹司

十四日。公參內を達せられしも、病を以て之を辭す。

二十日。公病氣全快の旨を屆出づ。此日古川與一に、公然御用取調の命を傳ふ。

二十七日。公所司代の布達を受けて中野數馬を歸國せしめ、長崎警備を戒飭す。此日公傳奏に對し、晦日參內すべき內命を蒙るも、長

邸に至り、攘夷の期日を促迫し、三條實美等亦慶喜に之を迫る。

十三日。將軍上洛の途に就く。

十九日。英佛蘭の軍艦十餘艘江戸に集り、英國生麥事件につき、幕府に談判を申込む。

二十七日。英艦來航につき、所司代より諸侯に警備の充實を命ず。

三月

崎警備の爲め歸國の必要あり、如何心得べきかと伺出づ。

二十八日。傳奏より、參內を止め、歸國すべき命を傳ふ。公從者中の數十人を殘し置き、以て京洛の警護に備ふべきを上申す。又筑前と申合せ、長崎警備を兩藩に一任せんことを乞ひ、其許可を得たり。

朔。前月二十九日公京都を發し、此日大阪より電流丸に乘じ、觀光丸を隨へて佐嘉に向ふ。

六日。三重津に蒸汽船の建造を命

二十八日。浪士等足利尊氏木像の首を三條河原に梟す。

四日。將軍家茂二條城に著し、翌五日參內。

ず。
十日。公佐嘉に著す。
二十一日。公裝束を著け、松原社に參詣し、翌日高傳寺に展墓す。

四月

朔。公長崎に赴く、六日歸城。
十六日。夫人去二月二十七日江戸を發して佐嘉に向ひしが、此日著嘉す。

十一日。加茂行幸、攘夷を祈らせらる。
二十一日。松平慶永擅に國に歸る。
二十五日。勝安房をして播攝紀泉に砲臺を築造する事を管せしむ。
十一日。石淸水行幸、將軍病と稱して扈從せず。
十九日。將軍攘夷の勅を奉じ、外

五月

（此月）伊王島の備砲を移して長崎内目の防備に充つ。

九日。長崎奉行過激無謀の擧を戒む。

十二日。長崎奉行外夷拒絶暫時見合せの通達を發す。

夷拒絶を布告す。

二十日。五月十日を以て攘夷の期と定む。

晦。水野閣老長崎奉行に夷人立退の應接を命ず。

四日。幕府英國と談判中につき、粗忽なき様との訓令を發す。

九日。小笠原圖書頭英國と媾和せる旨を布告す。

（此月）長藩、米・佛・蘭・英の船舶を砲擊す。

六月

朔。米佛の軍艦馬關を砲撃す。

十三日。將軍江戸城に歸る。

七月

朔。英艦鹿兒島を砲撃す。

（此月）伊東外記を京都に遣し、長崎に於ける大命なきを以て、三港同一に拒絶の布達あらんことを乞ふ。

八月

十八日。勅して大和行幸を止め、長藩の禁衞を解く、三條實美等の七卿西奔す。

二十一日。薩藩の使者至り、國内一致の必要を説き、上京周旋を共にせんことを求む。

二十五日。三條實美等の官爵を削る。

二十六日。十八日以後の勅旨は、

二十八日。傳奏より急御用にて公を召す。

（此月）中野數馬を上京せしめ、傳奏に、三港同一に關東より外夷拒絕の布達あることゝ考ふるが如何と伺ひ出づ。

（此月）長藩人を派して火砲を求む、應せず。

九月

六日。親兵解除の通知を受く。

二十四日。宗室・國老及び其掛りの役員を集め、軍制一新の議を闘はしむ。

十月

三重津に於いて幕府依頼の蒸汽鑵

皆朕の眞意に出づとの親諭出づ。

二十四日。島津久光汽船に搭じて兵庫に著す。

成る。
侍從公名代として鍋島直彬を上京せしめ、公武一和の必要を切言す。
公胃腸を害し、殊に神經痛に苦む、以後容易に癒えず、頗る療養に力む。

十一月

朔。侍從公と梅溪駒姫との婚約成る。
八日。幕命を以て觀光丸・電流丸の江戸廻航を達せらる、觀光丸は幕船なるを以て之を返し、電流丸は修繕中なるを以て之を辭す。
（此月）公内書を中院宰相に送りて意見を開陳す。

十二月

二十七日。將軍上洛。

元治元年甲子

一八六四

一月

（此月）公初旬より漸次快方に向ひしも、再び重態となる、人々心痛す。

六日。多久長門を上京せしめ、病氣の故を以て公の上京猶豫を願ひ、當主肥前守に相當の用命あらんことを内願す。

十五日。將軍家茂參内す。

十六日。中野數馬に機密を含めて上洛せしむ。

二十一日。將軍國策樹立の大詔を拜す。

二月

十八日。七萬兩を以て觀光丸代船を購入するに決す。

二十日。公病漸く癒え、神野別業に遊ぶ、然も猶ほ全快に至らず。

三月

三日。侍從公長崎に赴く。
(此月)神野別莊を開放して市民の遊覽を許す。
(此月)猶向後五年間、末家御用免釋の幕命を受く。

四月

十八日。公塚崎入湯、五月九日歸城。此日公宰相推任の恩命を受く。

五月

十八日。原田大右衞門に上京を命じ、病氣猶全快せざるを以て、上京猶豫を求め、且つ老中に、宰相推任辭退の意を陳べしむ、聽され

二十日。將軍信任の優詔を賜はり政令一途に出でしむ。
二十九日。將軍十八ヶ條の意見書を奉る。

月		
六月	ず。 二十日。中牟田倉之助等出崎、英艦に就いて砲術を稽古すべく命ぜらる。 二十三日。製鐵機械並に大砲獻納の故を以て、侍從公幕府より拵刀の賞を受く。	朔。幕府海軍操練所を神戸に設く。
七月	（此月）長崎內港の假設砲臺を本砲臺に改築す。	十九日。萩藩の兵大擧京都に迫る、諸藩の兵擊つて之を退く。 二十二日。萩藩禁闕を犯すの罪を責め、西國二十一藩に命じて之を討たしむ。

八月

五日。長藩英・米・佛・蘭の軍艦と下關に戰うて大敗す。
七日。尾張大納言慶勝を總督に、越前中將茂昭を副總督として、長藩を討たしむ。
二十五日。毛利氏罪を國司信濃等の老臣に歸し、謹愼謝罪す。

(此月)久留米藩の雄飛丸、我に操船術の傳習を受く。
(此月)鍋島上總を上京せしめ、天機を奉伺し、且つ宰相辭退の再願を爲さしめ、聽許せらる。長崎稻佐砲臺の工事を始む。
(此月)鍋島鷹之助・鍋島左大夫の兩先手組・鍋島志摩の火術組を遣し、長州征討に向はしむ。

九月

十二日。英商オールドに依頼せし百四十馬力五百噸の蒸汽船（甲子丸）長崎に廻航す、因て秀島藤之助・田中儀右衛門父子檢分の爲め出崎す、此日秀島發狂、田中父子を殺害す。

二十九日。公佐嘉を發し、肥後に細川侯と會談し、上京の途に就く。

朔。參勤交代及び妻子を江戸に置くの舊制に復す。

十月

十一日。公佐賀關より甲子丸に搭乘し、電流丸を隨へ、此日大阪に著し、十三日入京、妙顯寺に宿す。

十四日。公傳奏に會し、次に二條關白と會晤す。

十七日。公參內、天顏を拜し、天

盃を下賜せられ、時勢に就いて意見を徵せられし上、去年の功を賞せられて御劍を下賜せらる。

十九日(?)。公奉答、公武の間に眞の融和の必要なるを力說し、且つ萩藩の處分に就いては、征伐に先ち一應詰問すべきの順序なるを論ず。

二十三日。公京都を發し、廿五日大阪より乘船歸國す。

(此月)伊東外記出崎、外人の苦情を省みず、稻佐砲臺の完成を計らんことを主張せしも、奉行聽かず、工事中止せらる。

十一月

五日。公中津に上陸、耶馬溪の勝を探り、日田を經て此日歸城す。

九日。蓮地の鍋島鶯翁（直與）卒す。

十二日。毛利氏三家老に切腹を命じ、罪を謝す。

十九日（？）。七卿の一人四條隆謌を預かるべき命あり。

十九日。征長總督毛利父子の伏罪書を徴し、五卿を五藩に分置すべく命す。

二十九日。木屋ノ瀬に屯せる征長の我藩兵に酒を賜うて之を犒ふ。

十二月

二十四日。侍從公駒姫と合卺の禮を擧ぐ。

（此年）我燧銃雷管を長崎に賣却し、後裝ミニュー銃を買ふ。

慶應元年

乙丑

一月

四日。我征長軍歸陣す。

一日。高杉晋作等長藩の實權を握りて山口城に入り、幕府に抗す。

一八六五

三月

十九日。去年天盃の下賜並に侍從公の婚儀のありしを以て、祝宴を開く。

二十九日。公塚崎入湯、四月十四日歸城。

四月

(此頃)大隈八太郎等盡力して、致遠館と稱する英語學校を長崎に建つ。

五月

十九日。公三重津より電流丸に乘じ、深堀に到り、二十一日五島町の深堀邸にボードインを聘して病を診せしむ。

二十二日。公グラバ商館に臨み、更に碇泊中の英艦に到り、次いで

十三日。將軍長州親征の議を發す。

米領事フレンチの招待に應ず。

閏五月

二十五日。公長崎を發し、一日風浪を口ノ津に避け、二十六日歸城。

二十二日。將軍上洛、參内長州再征の事を奏す。

八月

二十二日。公十可山房に宿して病を養ふ。

(此月)米領事フレンチ宣教師フルベツキと共に來嘉、弘道館に臨み、川上に遊び、武雄嬉野の温泉に浴し、有田の陶器を視、伊萬里灣を視察す。

九月

十九日。公尚丸公子を携へて蓮池に遊び、養子の約を結ぶ。

(此月)公三重津にて建造せる蒸汽船凌風丸に試乘す。

十月　朔。勅して兵庫開港の專決を責め、老中を罷免す。將軍辭職、慶喜をして代らしめん事を請ひ、且つ條約の勅許を得んことを奏請す。五日。勅して横濱・長崎・箱館の開港を許し、兵庫のみ之を許さず。

十二月　長州再征の命のありたるを以て、鍋島上總に命じ、原田大右衛門・多久縫殿の兩組を率ゐて出張せしむ。

慶應二年丙寅　一八六六

二月　二十二日。將軍親書を發して公の上阪を求む。

三月　二日。公將軍の使者田澤對馬守・松浦越中守と會す。四日。公親書を將軍に呈し、委曲を盡して、局外容喙の不可なる所

月		
	以を論す。	
四月	二十一日。公病を塚崎温泉に養ふ、四月七日歸城。 十八日。將軍公の書を得、親書を發して之に答へ、菓子及び硯を賜ふ。 二十一日。鍋島安房茂眞卒す。	
五月	十八日。公老中松平伊賀守に恩賜の謝詞を述ぶ。	
六月		長藩諸方に戰端を開き、勝利を得。
七月	二十一日。將軍病重しとの說あるを以て、公書を板倉伊賀守に送りて之を問ふ。	二十日。將軍大阪に薨ず、遺命して、慶喜をして家を繼がしめ、征長の事を督せしむ。

八月

晦。一橋家の用人梅澤孫太郎來嘉、慶喜の親書を以て、公の上京を促す。

（此月）長兵各地に轉戰、皆勝利を得。

十六日。慶喜征長の軍を弭め、十九侯に命じて事を議せんことを請ふ。

九月

朔。幕府弭兵の事を達す。

十六日。公時局に鑑み、賄料より米千石を出して、富强の基本を立てしむ。

二十五日。公古川與一を長崎に遣し、ボードインを招く。

二日。勝安房井上聞多と會し、弭兵の交渉成る。

(此月)長州處分の議につき、公出阪を命ぜらる。

十月

四日。ボードイン伊萬里に來る、公到りて、五日其診察を受け、十九日歸城す。

十一月

七日。公病の故を以て上京延引を請ふ。

二十二日。重ねて上京を命ぜられしを以て、再び出京延期を願ふ。

十二月

五日。慶喜に將軍宣下あり。

二十五日。孝明天皇崩御。

(此年)

佛國大博覽會參加の爲め、佐野榮壽左衞門を佛國に遣す。

慶應三年丁卯

一月

十八日、慶喜將軍親書を發して公の上京を求む。

九日。明治天皇踐祚。

一八六七

二十八日。大目附永井玄蕃來嘉、將軍の書を傳へ、公と會談す。

(此月)公病蓐裡に袴を著けて、孝明天皇崩御の報を拜し、直に喪に服す、病勢ために增進す。

三月

七日。松原社・日峯社二百五十年の大祭執行。兵庫開港に關する幕府の諮詢に對し、公此日答書を呈す。

二十五日。公病を塚崎溫泉に養ひ、

五日。將軍兵庫開港の已むを得ざる所以を力說す。

十五日。將軍大阪に各國公使を引見す。

二十二日。將軍再び兵庫開港の必要を建言す。

鹿島に遊び、四月十三日歸城す。

四月　十六日。傳奏より將軍の建白書を傳達して公の上京を求め、且つ兵庫開港の可否を問ふ。公此日奉答文を捧げ、充分朝議を盡されんことを建言す。

（此月）公大隈八太郎の議を納れ、慶喜に大政奉還を説かしめんとす、不幸大隈の乘船土佐沖に暴風に遭ひ、遂に其意を果す事を得ず。

五月　二十四日。勅して兵庫開港を許す。

六月　八日。閣老書を以て公の上京を促し、防長處分の意見を問ひ、長座困難ならば自ら旅館に行きて會談せんと申越す。

十一日。公病少しく癒えたるを以て、押して上京すべき旨を傳奏に屆出で、佐嘉を發す。

二十四日。公柳河を經て、熊本に細川越中守と會し、豐後路を今市に出でて、竹田に中川修理大夫と會し、佐賀關より電流丸に乘じて此日大阪に著す。

二十七日。京都に入り、洛西妙顯寺に宿し、明日傳奏を訪問す、若年寄永井玄蕃來訪面晤す。

七月

四日(り?)。公暴瀉を病み、疲勞甚し。

六日。將軍より特使を以て病を問

十三日。長崎浦上村耶蘇教徒八十五人を捕ふ。

ひ、菓子を賜ふ。
十一日。御所より酒肴を賜はり、上京の勞を慰めらる。
十七日。公病を力めて二條攝政其他國事干係の公卿を歷訪す。
十九日。公二條城に到り、將軍幷に閣老と會談す。
二十三日。公參內、始めて明治天皇に謁し、夏扇を賜はり、病氣慰問の優諚を拜す。
二十五日。公京都を發して大阪に至る。
二十七日。公大阪に到り、將軍と會談す、將軍差添の短刀幷に料理を賜うて之を犒ふ。

九月	二十八日。公大阪を發し、八月六日伊萬里に著し、九日歸城す。 二十一日。公小城に遊び、菅井莊に一泊す。 二十五日。公病を塚崎溫泉に養ふ、十月十一日歸城。	
十月	十五日。傳奏より將軍大政返上の報を傳へ、且つ上京を求め、上京出來ずば、肥前守を上京せしむべしとの命を傳ふ。	十四日。討幕の密勅薩長に下る。 此日將軍大政を奉還す。 二十四日。慶喜將軍職辭退の表を奉る。
十二月	朔。傳奏より侍從公に對し、來年一月より三月迄京都の警衛を命	

ず。

十九日。天下の人才登用の旨を以て、公に上京の命下る。

二十一日。鍋島孫六郎兵を率ゐて上京す。

九日。小御所の會議により、慶喜の將軍職辭退を許し、二條攝政以下二十餘人の公卿の參朝を停め、三條實美等の官位を復す。

十二日。慶喜人心鎭撫を口實として大阪に退く。

十四日。新政府の組織を發表す。

十九日。慶喜、近來の事一二大藩の威權を弄するに出づる旨を抗訴す。

二十三日。幕兵江戸の薩摩邸を燒く。

明治元年戊辰一月

二十四日。七卿の一人四條隆謌入洛を許されしを以て、我藩に其心得を達す。

二十六日。大隈八太郎仕組所に上國の形勢を説きて、其決斷を促す。

七日。侍從公佐賀を發し、伊萬里より電流丸に乘じ、皐月丸を隨へて上阪せんとす。

二十七日。三條實美入京、岩倉具視・東久世通熈と共に彼を參與とす。

三日。德川慶喜討薩の表を捧げて上京せんとし、伏見・鳥羽に戰うて敗る。

七日。朝廷慶喜追討の大命を發す。

一八六八

十日。長崎鎮臺遁走し、人心動搖するを以て、侍從公楠久に滯在して形勢を窺ふ。

二十日。中牟田倉之助專斷を以て孟春丸を購入す。

二十五日。長崎警衞は舊例に依るとの告達侍從公に到る。

二十八日。侍從公大阪に著す。

二月

二日。侍從公入京、舊郡山藩邸に宿す。

六日。御親征に就き、軍艦一艘の

十二日。慶喜江戸城に歸りて謹愼す。

二十五日。副島の建言により、長崎鎮撫の爲め、澤宣嘉を九州鎮撫總督とす。

三日。關東御親征發表。

三月

御用を申來る、依つて觀光丸を之に充つ。
七日。侍從公參內。
八日。我藩北陸道先鋒の命を受く。
十八日。孟春丸關東追討として三重津を發し、二十三日兵庫に著す。
二十二日。公伊萬里楠久より電流丸に乘り、皐月丸を隨へ、呼子港に入り、小笠原佐渡守を伴うて上京す。
二十八日。昨日公兵庫に著し、此日大阪の藩邸に入る。
一日。公京都舊邸山邸に入り、召

八日。有栖川宮を征討大總督とし、以下の部署を定む。

により直に太政官代に出仕、議定職に任せらる。

二日。公議定職を辭し、軍防事務局輔仰付けらる。

三日。公衣冠を著けて參內、英國公使の謁見式に陪席す。

七日。曩に侍從公より願出でたる如く、鍋島備中守長崎巡見名代を命ぜられ、此日出發す。

十三日。公軍防事務局輔を罷め、制度事務局輔を兼ぬ。(議定如故)

十四日、公齊正を改めて直正と稱

六日。在京十八諸侯に參內を命じ、國威發揚の詔勅を賜ふ。

十三日。勝安房西郷隆盛に面會し、慶喜の謝罪を陳べ、江戸開城を謀りて其攻擊を止めしむ。

し、侍從公は茂實を直大と改名す。

十四日。天皇天神地祇を祭りて五ヶ條の御誓文を發せらる。

十八日。公丸山に薩摩・肥後・安藝・長門・阿波等の諸侯と會合す。

十九日(?)。侍從公御親征の供奉を命ぜらる。

二十日。侍從公俄に行幸供奉を免ぜられ、横濱裁判所副總督を命ぜられて、東久世總督と共に東下すべく達せらる。

二十五日。三職徴士議會の席に於いて、公大に蝦夷開拓の要を說く。

二十六日。天皇始めて觀艦式に臨ませらる、我電流丸旗艦となり、祝砲を放つ。

四月

一日。公大津に到り、東上の途にある侍從公と肥前屋に會す。

十二日。公大阪に到り、天機を奉伺し、三條・岩倉・中山諸卿と會す、二十日歸京。

十八日。江戸開市取扱を副總督の心得を以て勤むべき旨侍從公に命あり。

二十三日。山階宮より溝口孤雲を遣はされ、長崎耶蘇教徒の處分に就きて、病蓐にある公に諮問せらる。

四日。勅使江戸城に入りて命を傳ふ。

十一日。大總督江戸入城。

二十五日。親王・三職・公卿以下を

閏四月

八日。公慶喜處分に就いての意見を奉る。

十九日。公長崎警衛の爲め、歸國を願出でて許可せらる。

二十日。公參內、末廣・塗盃・晒布等を下賜せらる。

二十一日。召により參內、改めて議定職仰付けられ、翌二十二日從二位に叙せられ、權中納言に任ぜらる。

二十二日。歸國の途にある長女慈貞院丸山左阿彌に著す、公訪問、

會して、慶喜の處分を問ふ。

二十九日。田安龜之助を慶喜の相續人となし、後駿府七十萬石を與ふ。

十九日。世良參謀殺され、會津の兵白河城を陷る。

二十一日。官制を改革す。

以後屢〻會合あり。

（此月）岩倉公深夜公を訪うて密議す。

五月

三日。侍從公野總鎭撫の命を受く。

九日。侍從公兵を率ゐて横濱を發し、江戸に著して溜池邸に入る。

十五日。我が藩兵アームストロング砲を以て上野を砲擊し、賊をして潰走せしむ。大總督これを賞す。

十七日。我奥羽派遣の一隊、松島灣に上陸す、十九日前山參謀仙臺藩に說き、九條總督を奉じて盛岡に赴く。

十九日。公京都に於いて痢を病み、

三日。奥羽諸藩仙臺に會盟して、薩長討伐を議す。

十五日。官軍上野彰義隊を討つ。

容易に癒えず。
二十六日。御所より公の病氣御尋として、五辻勅使來邸、菓子を賜ふ。
二十八日。公病を以て歸國を願ふ、許さる。

六月

五日。千種勅使來邸、公の病を問ひ、花瓶・紙入・煙草入・銀盃を賜ふ。
七日。病氣療養の爲め、長者町屋敷に移徙す。
十六日(?)。孟春艦南部に出動し、八戸鮫ヶ浦に擱坐す。
二十二日。侍從公よりの見舞として山口一郎上京す。これより先佐

賀より老女瀧村等看護の爲め上京す。

二十四日、野州出征中の我二大隊、大鳥圭介の軍と大原に戰うて之を破り、翌日藤原より小佐越・上瀧に戰うて再び之を破る。

七月

三日。侍從公勤功の故を以て、左近衛少將に任ぜられ、正四位下に叙せらる。

五日、奥羽御親征の可否に就き、岩倉公の問に應じ、御親征を非として東京巡狩を力說す。此日公京都を發して下阪す。

六日、鍋島上總太政官代より越後口出征の命を受け、此日大阪に到

りて公に謁す、公陣羽織を與へて之を勵す。

十日。公電流丸に乗じ、伊萬里上陸、十六日歸城す。

二十五日。侍従公野總鎮撫を免ぜられ、奥州白河に出征すべく命ぜらる。

七日。江戸を改めて東京とす。

八月

(此月)我藩秋田庄内の兵と戰ふ。

一日。侍従公天皇即位の大禮に參列する爲め、此日出發、十八日著京す。

二十二日。公曩日従二位中納言の宣下に對し、猶豫を願ひしが、此

十九日。榎本武揚軍艦九艘を率ゐて蝦夷に走る。

日改めて、思召有り拜受致す樣との命を受く。

二十五日。公奥羽出征の士を犒ひ、鍋島孫六郎以下に酒を賜ふ。

三十日。公高傳寺に於いて、我藩戰死者の爲めに大法會を修す。

(此月)我藩兵大に庄内兵と戰ふ。

(此月)孟春艦の代船として延年丸を買ふ。

二十七日。明治天皇即位の禮を行はせらる。

九月

三日。少將公外國官副知事を免ぜられ、參與に任ぜらる。

二十日。我藩の長崎警衛を免ず。

八日。明治と改元す。

十五日。仙臺・福島兩藩降る。

二十日。天皇京都御發輦、東京巡

二十五日。公三重津に赴き、海軍所を視察す。

幸の途に就かせらる。

二十二日。會津松平容保降る。

十月

二日。公例により病を塚崎温泉に養ふ、十七日歸城。

十三日。車駕東京に著す。

（此月）岩倉公の二子我が藩に遊學す。

十一月

九日。宏姫佐賀を發して熊本に到り、十五日細川護久と婚姻の式を擧ぐ。

十九日。尚九支藩蓮池の養子となる。

二十日。公米人フルベッキを神野別業に招きて會談す。

三十日。公佐賀を發して塚崎温泉に浴する二日、伊萬里を經て上京す。

十二月

十四日。公著京、長者町の邸に入り、翌日參内す。

十六日。東北出征中の鍋島孫六郎以下の兵入京凱旋す、御所より慰勞の酒肴を賜はり、公亦少將公と共に之を犒ふて酒を賜ふ。

二十日。公此日より毎日太政官に出仕す。

二十二日。公參内、翌日孝明天皇の陵を拜す。

二十七日。少將公藩政改革の爲め

八日。聖駕東京を發して京都に向ふ。

二十二日。車駕京都に還幸す。

明治二年己巳

一月

五十日の請暇にて、此日京都を發して歸國の途に就く。

一日。公參內、新年を賀し、有栖川宮・岩倉・中山諸卿を廻禮す。

二十三日。少將公薩・長・土の三藩主と共に版籍奉還の議を上る。

二十四日。前日の上表を嘉賞せられ、版籍を錄上せしめらる。

二十五日。ボードイン來阪せしを以て、診療を受けんが爲め、此日公大阪に到る、二月二日歸京。

（此月）上旬佐賀藩制の大改革を斷行す。

十一日。聖駕東行につき、大小侯伯を東京に召集すべき令を發す。

二月

十一日。來月上旬車駕東行に就き

十一日。來月上旬聖駕東行の旨を

一八六九

三月

公に隨行の命あり。

十六日。公京都に於て東北より凱旋せる兵士に酒を賜ふ。此日福島禮助佐賀より來り、藩制改革の爲め、副島次郎を歸國せしめられんことを求む。

十八日(?)。公國情坐視し難しとて、徵士副島次郎を伴うて歸國せんことを請ふ。

二十日。請暇許可、四月上旬までに必ず東京に參著すべしとの命あり。

二十二日。公參內。翌日副島次郎・江藤新平等を隨へ、京都を發し、二十七日大阪を出航す。

一日。公伊萬里を經て此日歸城

命す。

す。
七日。公八幡社・松原社參拜。
二十八日。公上京の爲め副島次郎を隨へて佐賀を發す。
(此月)我藩戰死者の爲め招魂社を伊勢屋町に建つ。
(此月)池田彌一・深川亮藏を公議人として出す。
(此月)藩治規約成る。

四月

一日。公大里より電流丸に乘じ、翌日兵庫に著し、四日兵庫出船、六日品川に上陸して溜池邸に入る。

二日。公議所を開く。
七日。車駕東行、此日京都を發す。
二十八日。車駕東京に著す。

七日。公參內、拵の短刀を拜受し、後三條公其他を廻訪す。

八日。少將公佐賀出發、十八日東京著。

十四日。公議定職より行政機務取扱を命ぜらる。

二十八日。公病氣の故を以て、行政機務取扱を免ぜられんことを願ふ。

五月

三日。公上院議長兼勤を命ぜらる。

十一日。箱館沖の海戰に、我朝陽丸沈沒し、副將夏秋又之助戰死し、艦長中牟田倉之助身を以て免る、賊艦蟠龍亦戰鬪力を失ひ、千代田

拿捕せらる。

十五日。公選擧により、岩倉具視・德大寺實則と共に、議定に選まる、此日其命を拜す。

六月

(此月)公海軍創設を建議す。

二日。戊辰戰役の功により、少將公に對し二萬石永世下賜の恩命あり。

四日。公當官を以て、蝦夷開拓督務を仰付けられ、特に優詔を賜は

十三日。官吏公選の法を定め、上下二局を設け、議政官を廢し、議定・參與を行政官に置く。

十八日。榎本武揚等降り、蝦夷平く。

る。

十六日。公七日頃より持病に苦しむ、此日勅使千種中將を遣はされ、御尋として菓子を賜はる。

十七日。少將公に版籍奉還聽許の命あり、依て佐賀へ其命を傳へ、家中・家來の名目を廢し、藩中と稱ふべきを命ず。

(此月下旬)公、開拓使督務の重任に議定を兼ぬるは、多病の身の能くする所にあらざるを以て、議定を辭退す。

七月

三日。願により、公議定職を免ぜられ、從來の勤功により、特に御垢付の直衣を賜はる。

十七日。版籍奉還を許し、未請の諸藩に奉還を命じ、諸侯を知藩事に任じ、公卿諸侯の號を廢して華族と稱せしむ。

十日。官名を廢せられしを以て、從來公を中納言樣と稱せしを、從二位樣、少將公を正四位樣と稱すべく藩邸に通達す。

十八日。正四位公此日東京を發して歸國の途に就く。

二十日。制官改革につき、公を開拓使長官とし、且つ麝香間祇候を命じて御用の節は參朝すべき命あり。島義勇亦此時開拓使判官となる。

八月

一日。天皇特に公に銘酒・鮮魚を賜ふ。

九日。官制を改め、神祇官及び六省を置く。

十五日。蝦夷地を改めて北海道と

し、十一國に分つ。

十六日。公大納言に任ぜらる、蓋し異數の榮進にして、輔弼の臣は右大臣三條實美・大納言岩倉具視と公との三人のみ。

十七日。願により釧路國厚岸・久摺・川上三郡を佐嘉藩の支配地とす。

二十八日。公病の故を以て、參朝の際杖を許されんことを願ふ、九月の始め聽許せらる。

二十九日。正四位公賞典米を以て開拓費用に充當せんことを請ふ、許されず、再願の末其半高を其用途に充つるを許さる。

九月

二十二日。天長の佳節につき、公

十月

參內拜賀す。
二十七日。天皇集議院臨御につき公亦出仕す。
（此月）公闔國の全力を盡して、北海道開拓に當らんことを乞ふ、蓋し樺太恢復の志あるによる。
二日。公老體につき、特に略服にての御前出仕を聽許せらる。
七日。佐賀に於いて藩制を頒布し、藩政と家政との區別を明かにし、家祿は凡二萬石位にて仕組を立つる由通達あり。
九日。公横須賀製鐵所參觀を願ひ、此日品川より汽船に乘じ、横濱に到りて裁判所其他を視察し、十一日製鐵所に到り、一旦横濱に歸り

て十二日歸京す。

十八日。江藤新平藩政改革に從事する七ヶ月、改革殆ど成りしを以て、此日佐賀を發して上京す。

十一月

三十日。公病の故を以て上表大納言を辭せんことを請ふ、許されず、緩々療養すべき恩命あり。

(此月)御所より使番を以て、公の病氣御見舞として杉重を賜はる。

十二月

二日。御所より所勞御尋として杉重を下賜せらる。

十四日。下院に藩制改革取調掛を命ず。

十一日。京濱間鐵道布敷に決し、大隈重信等其事に當る。

二十日。江藤新平虎ノ門に奇禍を蒙る。

明治三年 庚午 一月

一日。公參内、新年を賀す。

二十五日。公岩倉公を訪ひ、議する所あり。

二十六日。大學別當松平慶永來邸、以後大學大監秋月種樹と共に時々來訪して學制の事を議す。

(此月)英人モリスを雇うて山代郷

十七日。大學校を大學と稱し、開成校を大學南校、醫學校を大學東校と改む。

二十三日。大久保利通・木戸孝允大阪に會し、各々歸藩、保守派の鎮壓を計る。

二十六日。山口藩保守派の暴徒起る。

一八七〇

の石炭層を探る。

二月

十八日。開拓使次官東久世通禧北海道より歸京して來訪す。

三月

公墨堤・小金井等に遊びて、悠々心身を養ふ。

四月

十三日。地震につき、參內天機奉伺。

十五日。轉地療養の爲め、二七日の請暇を得て熱海に赴き、十七日一碧樓に投宿す。

七日。毛利廣封に命じ、解隊兵士の暴動を鎮壓せしむ。

十一日。細川韶邦軍艦一艘を獻ず。

二十二日。各藩所有の洋式船艦を

二十五日。公熱海出發、横濱に到り、二十七日歸邸す。

五月

二日。寺島村に別業を買ふ。

五日。公參內奏賀後、三條公を訪問す。

十八日。公參朝の後、兩國中村樓に、藤堂高猷侯の招宴に應す、後屢ゝ三條・岩倉其他の諸公を招きて諸談あり。

十九日。越中島に於いて、御所警衞として出京したる奇勝隊の新式操練を閲し、終つて酒を賜ふ。

二十二日。蓮池尙丸公子加冠、從

錄上せしむ。

十五日。陸軍々旗々章の制定成る。

五位に叙せられ、直柔と名乘る。

(此月)公感冒にかゝり、咳嗽甚しく消化不良の症あり。

六月

六日。公副島・大隈・江藤・岩村其他の官吏及び鍋島河內・中野內匠等を招きて會談す。

八日。公氷川神社の宣命使を辭す。

二十二日。日進艦の獻艦式を行ふ。

七月

十七日。正四位公佐賀を發し、電流丸に乘りて上京、二十七日橫濱に著す。

八月

十二日。公表を奉り、病體任に堪へざるを以て、大納言の職を辭せんことを願ふ。

九月

十七日。辭表聽許。麝香間祗候仰付けらる。

二十一日。公三條・岩倉・德大寺諸卿を招待して會談す。

(此月)正四位公副島種臣に藩を獻じて洋行せんことを說く。此頃より公の病體長座に堪へず。

九日。病を力めて參內奏賀す。

十一日。正四位公歸藩の途に就く。

十五日。公騎馬にて神田邊を遊覽す、之を公騎馬の最終とす。

十七日。ボードインの上京を幸に之を聘して診察せしむ、以後數回受診。

二十二日。天長節につき、參內奏賀、之を公最後の參內とす。

十月

十四日。公の所勞御見舞として、御所より菓子を賜はる。

（此月）藩の各局に豫算を調製せしめ、月計表を作りて收支を明かにせしむ。

七日。東伏見宮嘉彰親王の英國留學許可。

閏十月

十六日。正四位公より派遣せられし家扶・侍醫此日著京、直に公の病を看護す。

二十九日。ボードインは歸國し、伊東玄朴は歐洲を遊歷するに付、此日二人を招きて公の病容を診察せしむ。

十一月

一日。溜池邸は病氣療養に不向なるを以て、岩倉公の注意により、

造作未だ成らざるも、永田町の新邸に移る。

五日。病氣御見舞として、堀河侍従來邸、杉重を賜はる。

十八日。正四位公より使を以て公の病を問ひ、會〻公の病中に方るを以て、その歐洲遊歴に就いての公の意見を問ひしに、同意を得たり。

二十四日。獨醫來診、以後屢〻米醫ヨクワスと共に來診す。

三十日。公上野邊より鷲宮邊を遊覽す、これ公最後の遠出なり。

十二月

三日。正四位公歐洲遊覽の許可を得。

四日。能久親王獨國遊學許可。

二十四日。華族に東京住居の令あり。

明治四年 辛未 一月

七日。公の顔面兩脚甲に微き浮腫を生じ、下痢止まず、侍醫より之を藩に通知す。

九日。公芝邊を遊覽す、これ公外出の最後なり。

二十二日。本殿の新築成りしを以て、公之に移る。

二十六日。鳥雲隊長野縣鎮撫の爲め出張するにつき、庭園に於て之を閱す。

一日。公の病勢の輕からざる趣を正四位公に通知す。

二日。正四位公社參の後、三重津より乘船、長崎に到り、直に洋行の途に就かんとす。

二十三日。松代藩民擾亂す。

一八七一

六日。正四位公長崎より米國郵船に乘じ、神戸を經て十日横濱に著す。

十一日。正四位公馬車にて横濱を發し、雨を冒して夜八時永田町の新邸に著し、直に病床に公に對面して慰問す。

十五日(り・)。公病苦を忘れ　陛下種痘の事を岩倉公に申達す。

十七日。公の病氣御尋ねとして、宮内省より交魚一折を賜はる。

十八日。午前六時公遂に薨ず。

十九日。勅使園池侍從來邸、御殘念に思召すとの大旨を傳ふ。此日公の葬儀は神葬式に依る旨を發表

す。

二十一日。古川與一殉死す。

二十三日。勅使五辻少辨來邸、贈正二位の宣下を傳ふ。

三月

二日。筆姬夫人・松平慈貞院・祝姬等、去月二十三日佐賀出發、此日著京、直に公の靈前に參拜す。

七日。麻布賢崇寺に公の埋葬式を執行す、發棺前、勅使伏原侍從來邸、棺前に瓶子・梨子・鮮鯛・野菜・雉子等を賜ふ。

二十二日。鍋島四郎公の毛髮を奉じ、佐賀春日山に埋葬すべく、永田町の邸を發す。

四月

一日。公の毛髮三重津に著す、七日春日山に埋葬す。

明治八年乙亥 一月 縣令北島秀朝、鍋島氏の祖先及び公の靈を祀る所の松原社を縣社に列せんと乞ふ。

四月 敎部省の許可を得て、松原社を縣社に列す。

明治廿二年己丑 二月 十一日。天皇勅使掌典千種有任を公の墓前に遣はし、幣帛神饌を供して、帝國憲法及び皇室典範治定發布の事を告げ、特旨を以て從一位を贈らる。

鍋島直正公傳年表 終

大正十年二月十日印刷
大正十年二月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地　中野禮四郎

發行所　侯爵鍋島家編纂所

印刷者　東京市牛込區榎町七番地　本間十三郎

印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社

複製不許

GANNAN-DO
巖南堂書店
TEL.(261)0396
東京·神田神保町二ノ二

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03045 3328

FOR USE IN
LIBRARY
ONLY